

# 国立大学法人岩手大学職員給与規則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定  
令和 7 年 1 月 30 日 最終改正

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 32 条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (法令との関係)

第 2 条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）の定めるところによるほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）、人事院規則等を準用する。

### (適用範囲)

第 3 条 この規則は、就業規則第 3 条に掲げる職員に適用する。

### (給与の種類、計算期間及び支給日)

第 4 条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	計 算 期 間	支 給 日
(1) 俸給（俸給の調整額を含む。） (2) 諸手当 (イ) 管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、両住まい手当、介護又は子の養育移動手当、義務教育等教員特別手当、幼稚園教員特別手当、クロスアポイントメント手当、テレワーク手当、職務付加手当、助教講義担当手当	一の月の初日から末日まで	その月の 17 日
(ロ) 山上等作業手当、異常圧力内作業手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、多学年学級担当手当、教員養成実地指導手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の 17 日
(ハ) 寒冷地手当		その月の 17 日
(ニ) 入試手当		大学入学共通テストにあっては当該試験に係る業務が終了した日の属する月の翌月の 17 日

		<p>特別入試のうち採点業務にあつては当該試験に係る業務が終了した日の属する月の翌月の17日</p> <p>一般入試(前期・後期)の全ての業務及び特別入試のうち作題業務及び点検業務にあつては当該年度の全ての試験に係る業務が終了した日の属する月の翌月の17日</p>
(3) 賞与 期末手当、勤勉手当		6月30日及び12月10日

備考 支給日が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。)に当たるときは、次に掲げる日に支給する。

- 1 俸給及び諸手当については、支給日(17日)が日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)、支給日(17日)が土曜日に当たるときは、16日
- 2 賞与については、支給日(6月30日及び12月10日)が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日

(給与の支払)

第5条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は労基法第24条後段に規定する協定で定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって給与を支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(日割計算等)

第6条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給は、その月の現日数から国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(以下「勤務時間等規則」という。)第7条及び第8条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、義務教育等教員特別手当、幼稚園教員特別手当及びクロスアポイントメント手当の支給について準用する。

(非常時払い)

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第4条の規定にかか

ならず当該請求の日までの給与を速やかに支払うものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第37条、第38条、第46条及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給(俸給の調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、幼稚園教員特別手当、クロスアポイントメント手当、テレワーク手当、寒冷地手当、職務付加手当及び助教講義担当手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第37条及び第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が異常圧力内作業手当、山上等作業手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当又は教員養成実地指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第9条 第37条及び第38条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額並びに第46条及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 給与

### 第1節 俸給

(俸給の決定)

第11条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

2 前項の級及び号俸の決定に当たっては、教育職員(教員及び附属学校教員をいう。)にあつては別表第1に、事務職員等(教育職員以外の職員をいう。)にあつては別表第2に定める基準によるほか、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)を準用して行うものとする。

(俸給表の種類)

第12条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職俸給表(一)(別表第3)
- 二 一般職俸給表(二)(別表第4)
- 三 教育職俸給表(一)(別表第5)
- 四 教育職俸給表(二)(別表第6)
- 五 教育職俸給表(三)(別表第7)
- 六 医療職俸給表(二)(別表第8)
- 七 医療職俸給表(三)(別表第9)

2 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別資格基準は、人事院規則9 - 8（初任給、昇格、昇給等の基準）を準用して決定する。

（初任給）

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格及び職務経験等を考慮して決定する。

（昇格）

第14条 従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第15条 就業規則第14条又は第20条の2の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第16条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

（俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第17条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

（昇給）

第18条 職員の昇給は、1月1日から12月31日までの1年間におけるその者の勤務成績に応じて、翌年の1月1日に行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（以下「一般職俸給表（一）8級以上相当の職員」という。）にあっては、0号俸、教育職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び教育職俸給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教育職俸給表（二）4級相当の職員」という。）にあっては、3号俸）とすることを標準として決定するものとする。
- 3 第1項の規定により一般職俸給表（一）8級以上相当の職員の昇給及び一般職俸給表（一）8級以上相当の職員以外の職員で55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である職員 A
- 二 勤務成績が特に良好である職員 B
- 三 勤務成績が良好である職員 C
- 四 勤務成績がやや良好でない職員 D
- 五 勤務成績が良好でない職員 E

6 前項の昇給区分の適用については、別表第15に定める昇給区分適用基準表に定める基準により決定するものとする。

7 前2項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、Aの昇給区分に係るものにあつてはおおむね100分の5とし、Bの昇給区分に係るものにあつてはおおむね100分の20とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める割合とする。

一 一般職俸給表(一)8級以上相当の職員及び教育職俸給表(二)4級相当の職員 Aの昇給区分に係る割合についてはおおむね100分の10、Bの昇給区分に係る割合についてはおおむね100分の30(一般職俸給表(一)8級以上相当の職員に勤務成績が優秀であり、昇給区分Cに決定することが昇給区分Bに決定された職員と比較した場合に著しく不相当であると認められる職員がいる場合には、100分の30を超えて100分の40以下の必要最小限の範囲内で当該職員を昇給区分Bに決定できるものとする。)

二 次に掲げる職員 A及びBの昇給区分に係る割合については、合わせておおむね100分の25(そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の5以内)

イ 一般職俸給表(一)の適用を受ける者でその職務の級が2級以下である職員

ロ 一般職俸給表(二)の適用を受ける者でその職務の級が1級である職員

ハ 教育職俸給表(一)の適用を受ける者でその職務の級が2級以下である職員

ニ 教育職俸給表(二)の適用を受ける者でその職務の級が1級である職員

ホ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者でその職務の級が1級である職員

ヘ 医療職俸給表(二)の適用を受ける者でその職務の級が2級以下である職員

ト 医療職俸給表(三)の適用を受ける者でその職務の級が2級以下である職員

8 第1項から第4項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第14に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

9 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(別に定める職員にあつては、別に定める号俸)とする。

10 前2項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

11 第8項又は第9項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第16条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第8項及び第9項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

(俸給の調整額)

第19条 俸給の調整額は、別表第11に掲げる勤務箇所に勤務する職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。

2 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第12に掲げる調整基本額にその者に係る別表第11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第20条 削除

第2節 諸手当

(管理職手当)

第21条 管理職手当は、別表第10の管理又は監督の地位にある職名欄に掲げる職員に支給する。

2 管理職手当の月額、別表第10の月額欄に定める額とする。

3 前項に規定する管理職手当の月額は、第37条、第38条に規定する所定の労働時間を超えて勤

務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

- 4 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上及び通勤上の疾病又は負傷を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 管理職員が、別の管理職員を兼ねる場合は、管理職手当月額のいずれか高い方の額（同額の場合はいずれか一つの額）を支給する。
- 6 管理職手当を受けている職員が、第29条に規定する職務付加手当の支給を受ける場合において、管理職手当の月額が職務付加手当の月額を上回るときには、管理職手当のみを支払う。

#### （初任給調整手当）

- 第22条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、別に定める範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

#### （地域手当）

- 第23条 国等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等）の機関に兼務（文部科学省関係機関職員行政実務研修制度によるものを含む。第40条第2項において同じ。）する職員には、その兼務する期間中、当該兼務する国等において地域手当に相当すると認められる手当が支給されている場合は、当該相当する手当に準じて地域手当として支給する。
- 2 前項に規定する国等の職員であった者から人事交流等により採用された職員のうち、当該国等において地域手当に相当すると認められる手当を支給されていた職員には、当該相当する手当に準じて地域手当として採用の日から3年間支給する。
  - 3 地域手当の月額は、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、当該国等において規定されている支給割合を乗じて得た額とする。

#### （広域異動手当）

- 第23条の2 前条第1項に規定する国等の機関から人事交流等により採用された職員（出向先から復帰した職員及び附属学校教員を除く。）のうち、当該異動における勤務箇所間の距離（採用された日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と本学における勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（当該異動の直前の住居と当該異動の直後に勤務する箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の10
- 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支

給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(扶養手当)

第24条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額と同表に定める額の合計額とする。

支給対象者	手当額
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下「扶養親族たる子」という。)	1人につき13,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	ただし一般職俸給表(一)8級、教育職俸給表(一)5級及び医療職俸給表(二)8級の職員は3,500円、一般職俸給表(一)9級以上及び教育職俸給表(一)6級の職員は不支給。
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(5) 重度心身障害者	

備考 支給対象者区分(2)から(5)までのいずれかに該当する扶養親族は、以下「扶養親族たる父母等」という。

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

(住居手当)

第25条 住居手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(当該区分のいずれにも該当する職員にあっては、当該区分に定める額の合計額)とする。

職員の区分	手当額
(1) 自ら居住するため借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。)	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれに掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
	(イ) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額 - 16,000円
	(ロ) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 {(家賃の月額 - 27,000円) × 1/2} + 11,000円(ただし、これにより得られた額が28,000円を超える場合にあっては、28,000円)
(2) 第27条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため借家・借間(本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。)を借り受け、月	(1)の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

額16,000円を超える家賃を支払っているもの	
-------------------------	--

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員((2)、(4)及び(5)に掲げる職員を除く。)	1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(支給限度額:150,000円)
(2) 新たに職員となった者のうち当該職員となった直前の住居からの通勤又は育児、介護等のやむを得ない事情による転居に伴う通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車又は高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)で、その利用に係る料金等(以下「特別料金等」という。)を負担することを常例とする職員(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であるものに限る。)((4)及び(5)に掲げる職員を除く。)	運賃相当額及び特別料金等の合計額(支給限度額:150,000円)
(3) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員((4)及び(5)に掲げる職員を除く。)	次に掲げる使用距離に応じて、それぞれに掲げる額(通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(通勤回数を考慮して平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員に限る。))及び第28条4の第1項の規定によりテレワーク手当を支給される職員(通勤回数を考慮して平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回を超えない職員に限る。)にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額) 片道 2km以上 5km未満 2,000円 片道 5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,100円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円



	片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円
(4) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員( (5) に掲げる職員を除く。)	(イ)(1)及び(3)に掲げる額の合計額(支給限度額: 150,000円) ----- (ロ)(1)に掲げる額又は(3)に掲げる額
(5) 新たに職員となった者のうち当該職員となった直前の住居からの通勤又は育児、介護等のやむを得ない事情による転居に伴う通勤のため新幹線鉄道等を利用してその利用に係る特別料金等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員	(イ)(2)及び(3)に掲げる額の合計額(支給限度額: 150,000円) ----- (ロ)(2)に掲げる額又は(3)に掲げる額

- 2 前項の規定にかかわらず、交通機関等又は自動車等を利用又は使用せず、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものには支給しない。

( 単身赴任手当 )

第27条 第23条第1項に規定する国等の機関から、人事交流等による採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員(公募により採用された職員を除く。以下この条において同じ。)で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらの職員との権衡上必要があると認める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分欄に掲げる交通距離に応じた加算額を加算した額)とする。

交通距離の区分		加算額	交通距離の区分		加算額
100km以上	300km未満	8,000円	1,100km以上	1,300km未満	46,000円
300km以上	500km未満	16,000円	1,300km以上	1,500km未満	52,000円
500km以上	700km未満	24,000円	1,500km以上	2,000km未満	58,000円
700km以上	900km未満	32,000円	2,000km以上	2,500km未満	64,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円	2,500km以上		70,000円

( 両住まい手当 )

第27条の2 父母の疾病その他やむを得ない事情により、採用に伴い配偶者と別居することとなった職員(公募により採用された職員に限る。以下この条及び次条において同じ。)で、配偶者の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められる職員その他これらの職員との権衡上必要があると認める職員には、3年間を上限として、両住まい手当を支給する。ただし、介護又は子の養育により、引き続き配偶者と別居することとなる職員のうち、学長が特に必要と認める場合は、当該事由による期間に限り、2年間を上限として支給期間を延長することができる。

- 2 両住まい手当の月額、23,000円とする。  
3 前条の規定により単身赴任手当を受ける職員には、両住まい手当は支給しない。

(介護又は子の養育移動手当)

第27条の3 前条の規定による両住まい手当を受けていた職員で、支給期間終了後も引き続き職員若しくは配偶者の父母の介護又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育により配偶者と別居することとなる職員その他これらの職員との権衡上必要があると認める職員には、当該支給期間終了の日の翌日から当該父母を介護する期間内又は当該子を養育する期間内に限り、介護又は子の養育移動手当を支給する。

2 介護又は子の養育移動手当の月額は、5,000円とする。

3 前2条の規定により単身赴任手当又は両住まい手当を受ける職員には、介護又は子の養育移動手当は支給しない。

(義務教育等教員特別手当)

第28条 義務教育等教員特別手当は、教育学部の附属学校に勤務する副園長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭に支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及びその者の受ける号俸の別に応じて、別表第13に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に勤務する副園長及び教諭については、前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。

(幼稚園教員特別手当)

第28条の2 幼稚園教員特別手当は、教育学部附属幼稚園に勤務する副園長、教諭及び養護教諭に支給する。

2 幼稚園教員特別手当の月額は、9,000円とする。

(クロスアポイントメント手当)

第28条の3 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人岩手大学クロスアポイントメント制度に関する規則に基づき、本学と本学以外の機関(以下「他機関」という。)との間で締結した協定書に定める職務の従事割合に応じた給与額について、他機関での職務の従事割合に応じて他機関から支給される給与額が、本来本学の職務に従事した場合に支給される見込みだった給与額を上回る場合は、その差額を基本として学長が決定した額を支給することができる。

(テレワーク手当)

第28条の4 テレワーク手当は、国立大学法人岩手大学テレワーク実施規則第2条第1号の規定による自宅等において、正規の勤務時間(休暇等により勤務しない時間を除く。)の全部を勤務することを、3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。

2 テレワーク手当の月額は、3,000円とする。

(職務付加手当)

第29条 職務付加手当は、別表第16の著しく負担のかかる職務を付加された職員に支給する。

2 職務付加手当の月額は、別表第16の月額欄に定める額とする。

3 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上及び通勤上の疾病又は負傷を除く。)は、その月の職務付加手当は支給しない。

4 職務付加手当を受けている職員が、さらに、別の職務を付加される場合は、職務付加手当月額のいずれか高い方の額(同額の場合はいずれか一つの額)を支給する。

5 職務を付加されている職員が、第21条に規定する管理職手当の支給を受ける場合において、職務付加手当の月額が管理職手当の月額を上回るときには、職務付加手当のみを支払う。

6 第21条第6項又は第4項の規定にかかわらず、衛生管理者、作業主任者又は放射線取扱主任者として、職務を付加された者については、職務付加手当を支給する。

(助教講義担当手当)

第30条 助教が講義を単独で2単位以上担当した場合には、当該担当期間(当該講義の単位認定期間)について、助教講義担当手当を支給する。

2 助教講義担当手当の月額、10,500円とする。

(異常圧力内作業手当)

第31条 異常圧力内作業手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて同表に定める額(ただし、潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合には、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額)とする。

作業の区分	手当額
職員が独立行政法人海洋研究開発機構に所属する潜水艦「しんかい6500」に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。	(1)一般職俸給表(一)4級以上の級及び教育職俸給表(一)3級以上 2,200円
	(2)一般職俸給表(一)3級、2級及び教育職俸給表(一)2級 1,700円
	(3)一般職俸給表(一)1級及び教育職俸給表(一)1級 1,400円

(山上等作業手当)

第32条 山上等作業手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当額は作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
(1)一般職俸給表の適用を受ける職員が、農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター御明神演習林において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。	260円

(教員特殊業務手当)

第33条 教員特殊業務手当は、教育学部の附属学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給するものとし、手当の額は業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1)修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	5,100円
(2)対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等規則第7条に規定する休日(同規則第8条第1項の規定による振替により休日となった日、同規則第8条の2の規定により代休となった日及び同規則第9条の2の規定により休日となった日を含む。以下	

この条において「休日」という。)に行うもの		
(3) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの	(イ)業務に従事した時間が引き続き7時間45分程度のもの	5,100円
	(ロ)業務に従事した時間が引き続き3時間程度のもの	2,700円

(教育実習等指導手当)

第34条 教育実習等指導手当は、教育学部の附属学校に所属する副園長、副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	1,000円

(教員養成実地指導手当)

第34条の2 教員養成実地指導手当は、教育学部の附属学校に所属する副園長、副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育学部において教員養成実地指導の業務に従事したとき。	2,600円

(多学年学級担当手当)

第35条 多学年学級担当手当は、教育学部附属小学校の2以上の学年の児童で編制されている学級を担当する教諭(2以上の学年の児童で編制されている学級における担当授業時間数とその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者及び1週間につき12時間に満たない者を除く)が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 3の学年の児童で編制されている学級における授業又は指導	350円
(2) 2の学年の児童で編制されている学級における授業又は指導	290円

(教育業務連絡指導手当)

第36条 教育業務連絡指導手当は、教育学部の附属学校に所属する教諭のうち、次の表の主任の区分欄に掲げる主任等が、同表の業務の区分欄に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

主任の区分	業務の区分	手当額
(1) 附属小学校の教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助	200円

(2) 附属中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任	言に当たるもので、その職務が困難であると認める業務に従事したとき。
(3) 附属特別支援学校の教務主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、研究主任、教育実習主任	

(超過勤務手当)

- 第37条 勤務時間等規則第11条第1項の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。ただし、国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則(以下「育児休業等規則」という。)第11条の規定により勤務する職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、勤務時間等規則第3条第3項の規定により定められたその者の勤務で正規の勤務時間を超えたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。
- 2 勤務時間等規則第11条第1項の規定により所定の勤務日に業務上の必要により所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

- 第38条 勤務時間等規則第11条第1項の規定により同規則第7条に規定する休日に業務上の都合により勤務することを命ぜられた職員には、勤務を命ぜられた全時間(同規則第8条第1項の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合を除く。)に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。
- 2 前項の規定は、同規則第9条の2の規定を適用される職員にあっては、同条の規定により、休日として指定した日を休日とみなして適用するものとし、当該職員の所定の勤務時間が、同規則第7条第3号及び第4号に当たる日(以下「祝日等」という。)に割振られた場合において、当該祝日等分の休日を指定されない職員については、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して前項に規定する休日給を支給する。
- 3 同規則第8条の2の規定により代休となった日は、前2項の規定にかかわらず、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額する。

(管理職員特別勤務手当)

- 第39条 第21条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第7条に規定する休日(同規則第8条第1項の規定による振替により休日となった日及び同規則第8条の2の規定により代休となった日を含む。(次項において「休日等」という。))に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午後十時から翌日の午前五時までの間(休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一項に規定する場合同項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において決定する。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 二 前項に規定する場合同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において決定する。

(入試手当)

第39条の2 入試手当は、次の表に掲げる試験の区分に応じて、職員(附属学校教員を除く。)が同表に掲げる担当の業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は業務の区分に応じて同表に定める額とする。

【教員(附属学校教員を除く。)]

試験の区分	業務の区分及び該当者		手 当 額
大学入学共通テスト	試験場本部	試験場本部責任者及び代行者	1日当たり 15,000円
	試験監督	監督者全員	1日当たり 11,000円
	救護	救護担当者全員	1日当たり 10,000円
	警備	学部学生正副委員長	1日当たり 11,000円
		上記以外の警備担当者全員	1日当たり 10,000円
一般選抜(前期・後期)  特別入試	作題	作題部会長(国語、数学、理科(物理、化学、生物、地学)、英語)	1選抜年度当たり 80,000円
		作題部会長(小論文)	1選抜年度当たり 40,000円
		作題部会副部会長(国語、数学、理科(物理、化学、生物)、英語)	1選抜年度当たり 50,000円
		作題部会副部会長(小論文)	1選抜年度当たり 30,000円
		作題部会委員(国語、数学、理科(物理、化学、生物、地学)、英語)	1選抜年度当たり 40,000円
		作題部会委員(小論文)	1選抜年度当たり 20,000円
	点検	字句訂正委員	1選抜年度当たり 30,000円
		入試問題点検部会委員(国語、数学、理科(物理、化学、生物、地学)、英語、小論文)	1選抜年度当たり 20,000円
		審査資料点検委員	1選抜年度当たり 30,000円
	採点	採点担当者全員	試験の区分毎に1回当たり 8,000円

備考
1 一般選抜(前期・後期)及び特別選抜の各試験区分毎に手当を支給するものではない(ただし、採点業務を除く。)
2 一般選抜(前期・後期)及び特別選抜に係る業務の区分及び該当者欄中、作題及び点検業務において、同一人が複数の業務に従事した場合には重複して支給するものである。
3 追試験等により作題・点検業務が付加された場合の手当額は、1選抜年度当たりの額に100分の150を乗じて得た額とする。

【教員以外の職員】

試験の区分	業務の区分及び該当者		手 当 額
大学入学共通テスト	試験場本部	各業務担当者全員	1日当たり 10,000円
	警備		
	救護		

2 前条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、入試手当は支給しない。

(寒冷地手当)

第40条 寒冷地手当は、毎年1月1日から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)に在勤する職員に対して支給するものとし、手当の額は、基準日における次の表の世帯等の区分欄に応じて同表に定める額とする。

世帯等の区分	手 当 額
世帯主で扶養親族のある職員	19,800円
その他の世帯主である職員	11,400円
その他の職員	8,200円

備考

- 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号。以下「寒冷地手当法」という。)別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第27条の規定による単身赴任手当を支給されるもの(別に定める職員に限る。)及びこれに準ずるものとして別に定めるものを含まないものとする。
- 前項に規定する別に定める職員及びこれに準ずるものとして別に定めるものについては、寒冷地手当法等の規定を準用する。

2 第23条第1項に規定する国等の機関に兼務する職員については、その兼務する期間中、当該兼務する国等の機関の所在地に応じて前項に規定する寒冷地手当を支給する。

第2節 賞与

(期末手当)

第41条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下本条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この条から第43条までにおいて同じ。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)

に定める職員にあっては、俸給並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（２）に定める職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、６月に支給する場合には１００分の１２５．０、１２月に支給する場合には１００分の１２５．０を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、６月に支給する場合には１００分の１０５．０、１２月に支給する場合には１００分の１０５．０を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（３）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（１）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	１０級・９級・８級	１００分の２０
	７級・６級	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級	１００分の５
一般職俸給表（二）	５級	１００分の１０
	４級	１００分の５
	３級（別に定める職員に限る。）	
教育職俸給表（一）	６級	１００分の２０
	５級	１００分の１５（別に定める職員にあっては１００分の２０）
	４級・３級	１００分の１０（４級の職員のうち別に定める職員にあっては１００分の１５）
	２級（別に定める職員に限る。）	１００分の５
教育職俸給表（二）	４級	１００分の１５
	３級	１００分の１０
	２級（別に定める職員に限る。）	１００分の５（別に定める職員にあっては１００分の１０）
教育職俸給表（三）	４級	１００分の１５
	３級・特２級	１００分の１０
	２級（別に定める職員に限る。）	１００分の５（別に定める職員にあっては１００分の１０）
医療職俸給表（二）	６級	１００分の１５
	５級	１００分の１０
	４級・３級	１００分の５
	２級（別に定める職員に限る。）	
医療職俸給表（三）	６級	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級	１００分の５
	２級（別に定める職員に限る。）	

表（２）

俸給表	職務の級	管理職手当に係る職名	加算割合
-----	------	------------	------



一般職俸給表（一）	10級・9級・8級 ・7級	事務局長	100分の25
		部長・次長	100分の15
教育職俸給表（一）	6級・5級	理工学部長・農学部長	100分の15
		副学長・人文社会科学部 長・教育学部長・獣医 学部長・連合農学研究科 長	100分の10

表（3）

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

- 3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。
- 一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
    - イ 無給休職者（就業規則第16条第1項第1号、第3号、第4号、第8号又は第9号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
    - ロ 刑事休職者（就業規則第16条第1項第2号の規定により休職にされている職員をいう。）
    - ハ 停職者（就業規則第45条第2項第3号の規定により停職にされている職員をいう。）
    - ニ 無給派遣休職者（就業規則第16条第1項第6号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
    - ホ 就業規則第41条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
    - ヘ 大学院修学休業職員
  - 二 基準日1箇月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
    - イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合
    - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法の適用職員となった者
    - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）
- 4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。

（勤勉手当）

- 第42条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定管理職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	期 間 率
6 箇月	100分の100
5 箇月15日 以上 6 箇月未満	100分の 95

5 箇月	以上 5 箇月 15 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 15 日	以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月	以上 4 箇月 15 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 15 日	以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月	以上 3 箇月 15 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 15 日	以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月	以上 2 箇月 15 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 15 日	以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月	以上 1 箇月 15 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日	以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日	未満	1 0 0 分の 5
零		0

- 3 一の年における勤勉手当の総額は、それぞれの基準日現在における職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 1 0 5 . 0 ( 特定管理職員にあっては、1 0 0 分の 1 2 5 . 0 ) を乗じて得た額及び 6 月期における勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額の総額の範囲内とする。
- 4 前条第 3 項の規定は、同項第 1 号中イ、ロ及びニを「休職者(就業規則第 1 6 条第 1 項の規定により休職にされている職員をいう。)」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前条第 4 項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

### 第 3 章 給与の特例

( 特定の職員の適用除外 )

第 4 3 条 第 3 7 条及び第 3 8 条の規定は、第 2 1 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

( 休職者等の給与 )

- 第 4 4 条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第 1 6 条第 1 項第 1 号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が 1 年(結核性疾病にあっては 2 年)に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第 1 6 条第 1 項第 2 号による刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ 1 0 0 分の 6 0 以内を支給することができる。
- 4 就業規則第 1 6 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 8 号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 1 0 0 分の 7 0 以内を支給することができる。ただし、第 8 号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、1 0 0 分の 1 0 0 以内を支給することができる。
- 5 就業規則第 1 6 条第 1 項第 5 号及び第 7 号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 6 職員が就業規則第 1 6 条第 1 項第 9 号の規定による休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、学長が定める。
- 7 第 2 項から第 4 項までの規定による俸給並びに地域手当及び広域異動手当の月額に 1 円未満の

端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

- 8 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第41条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。
- 9 就業規則第16条第1項第1号から第5号まで又は第7号から第9号までの規定による休職をしていた職員が復職し、若しくは休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、休職期間又は休暇の期間を次に掲げる割合により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。
  - イ 就業規則第16条第1項第1号（業務上の負傷又は疾病、通勤による負傷又は疾病に限る。）による休職並びに業務上の負傷又は疾病、通勤による負傷又は疾病による病気休暇の期間 3分の3以下
  - ロ 就業規則第16条第1項第2号（無罪判決を受けた場合の期間に限る。）から第5号又は第8号（業務上の災害に起因するものに限る。）による休職の期間 3分の3以下
- 八 就業規則第16条第1項第7号による休職の期間 3分の2以下
- 二 就業規則第16条第1項第1号（結核性疾患によるものに限る。）又は結核性疾患による病気休暇の期間 2分の1以下
- ホ 就業規則第16条第1項第1号（結核性疾患によるものを除く。）、第8号（業務上の災害に起因するものを除く。）又は疾病による病気休暇の期間 3分の1以下
- ト 就業規則第16条第1項第9号による休職の期間 学長が認める割合

第45条 就業規則第16条第1項第6号の規定による休職を命ぜられた職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

- 2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当である（前項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められる場合）ときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
- 3 派遣職員が職務に復帰した場合には、当該休職をした期間の3分の3以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。

（育児休業等、介護休業等、自己啓発等休業及び配偶者転勤等同伴休業の給与）

第46条 育児休業等規則による育児休業等、国立大学法人岩手大学職員介護休業等に関する規則による介護休業等、国立大学法人岩手大学職員自己啓発等休業に関する規則による自己啓発等休業又は国立大学法人岩手大学職員配偶者転勤等同伴休業に関する規則による配偶者転勤等同伴休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業、介護休業、自己啓発等休業又は配偶者転勤等同伴休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児短時間勤務職員にあっては、当該職員が受ける俸給月額に、勤務時間等規則第3条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 三 第41条第1項及び第42条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
  - イ 第41条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
  - ロ 第42条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

- 四 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の3分の3以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。
- 五 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の3分の3に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。
- 六 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該自己啓発等休業をした期間のうち、大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのものにあつては3分の3以下、それ以外のものにあつては2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。
- 七 配偶者転勤等同伴休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者転勤等同伴休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、昇給の場合に準じて号俸を調整することができる。
- 八 職員が育児時間又は介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第47条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 九 前8号に規定するもののほか、育児休業等、介護休業等、自己啓発等休業及び配偶者転勤等同伴休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第47条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規則第15条に規定する休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

（俸給の半減）

第48条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

（勤務しない期間の範囲）

第49条 前条の勤務しない期間には、病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の休日（勤務時間等規則第7条に規定する休日をいう。以下同じ。）等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の別に定める日を除く。）が含まれるものとする。

- 一 生理日の就業が著しく困難な場合
- 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- 三 安全衛生管理規則第20条の規定により同規則別表第2に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同区分への変更を受け、同規則第21条第1項の事後措置を受けた場合

（俸給の半額を減ずる日）

第50条 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてしている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務し

なかつた日に限る。次項において同じ。)につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
- 3 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

## 附 則

( 施行期日 )

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

( 俸給表 )

第2条 国立大学法人岩手大学職員給与規則第3条に規定する職員のうち、施行日の前日において、給与法第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第12条に規定する俸給表は、行政職俸給表(一)については一般職俸給表(一)とし、行政職俸給表(二)については一般職俸給表(二)とし、教育職俸給表(一)については教育職俸給表(一)とし、教育職俸給表(二)については教育職俸給表(二)とし、教育職俸給表(三)については教育職俸給表(三)とし、医療職俸給表(二)については医療職俸給表(二)とし、医療職俸給表(三)については医療職俸給表(三)とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

- 2 施行日の前日において、指定職俸給表の適用を受けていた承継職員については、給与法に定める指定職俸給表を適用する。

( 俸給月額 )

第3条 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級及び号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし俸給月額を決定する。

( 昇給停止に関する経過措置 )

第4条 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成10年法律第120号)附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第18条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

( 調整手当 )

第5条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けている職員の施行日における調整手当については、第25条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号)附則第7項の規定の適用があるものとして支給する。

( 扶養手当等 )

第6条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第26条に規定する扶養手当、第27条に規定する住居手当、第28条に規定する通勤手当及び第29条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおりとする。

( 退職者の給与 )

第7条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する退職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第45条に規定する退職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

( 派遣職員の給与 )

第8条 承継職員のうち、施行日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条に規定する派遣職員の給与を受けていた職員の施行日における第46条に規定する派遣職員の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

（育児休業等の給与）

第9条 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）法第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第47条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第10条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第41条第2項及び第42条第3項の規定の適用については、第41条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第42条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

（国立大学法人岩手大学職員給与規則の特例）

第11条 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する俸給月額（平成24年6月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の規定による俸給を含み、当該職員が、第48条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
医療職俸給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職俸給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

2 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

- 三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 五 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、休職者等の給与の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 特例期間においては、第37条、第38条、第46条及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 5 特例期間においては、平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第1項から前項までの規定の適用については、俸給月額等の額から、俸給月額等の額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた後の額を基礎として、減ずる額を算定する。  
(端数計算)
- 6 第1項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第12条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員に対する俸給月額(平成24年6月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の規定による俸給を含み、当該職員が、第48条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額(同項の規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.4
	3級以上	100分の7.4
教育職俸給表(三)	2級以下	100分の4.4
	特2級以上	100分の7.4

- 2 特例期間においては、管理職手当の支給に当たっては、管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、休職者等の給与の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 特例期間においては、第46条及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及び管理職手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。  
(端数計算)
- 5 第1項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年10月28日から施行する。

- 2 この規則による改正後の第40条の規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）附則第9項から第17項までの規定、寒冷地手当法等を準用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第9条、第25条第1項ただし書、第29条及び第38条の改正規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴う職務の級の切替え、号俸の切替え、職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え及び俸給の切替えに伴う経過措置等は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）によるほか、人事院規則等を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において、職員（教員を除く。）の昇格基準の見直しに伴う該当者については、同日に当該級に昇格したものとみなして算定した級号俸を基礎として俸給の切替え等を行うことができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、人事交流により採用され、平成18年3月31日以前から引き続き在職している附属学校教員については、当該教員が本学に採用される直前に在職していた機関において直前に受けていた職務の級号俸及び次期昇給期を基礎として再計算した級号俸を基礎として俸給の切替え等を行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年12月5日から施行し、平成18年12月1日から適用する。ただし、改正後の第18条の規定は、平成18年4月1日から適用し、別表第8の規定（課の名称に係る改正部分に限る。）は、平成18年10月1日から適用する。  
（平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号俸数の特例）
- 2 平成19年1月1日までの間における特定職員に係る規則第18条第5項の規定の適用については、第5項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（55歳を超える特定職員にあっては、C、D又はE）」と、第10項中「前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日」とあるのは、「平成18年4月1日（同



日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における特定職員の昇給の号俸数の特例)

- 3 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における規則第18条第5項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「E(55歳を超える特定職員にあっては、D又はE)」とする。

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号俸数等)

- 4 平成19年1月1日において、一般職員を昇給させる場合の号俸数は、規則別表第12に定めるその者の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて定める号俸数から1を減じて得た数に、平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(別に定める一般職員にあっては、別に定める号俸数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

一 この項の規定による号俸数が零となる一般職員

二 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える一般職員で第18条第9項第2号又は同項第3号に掲げる一般職員に該当するもの

三 第18条第9項第3号に掲げる一般職員(55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える一般職員を除く。)で学長が昇給させることが相当でないとするもの

#### 附 則

この規則は、平成19年2月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における規則第18条第8項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数(当該号俸数が負となるときは、零)」とする。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条(主幹教諭手当に係る部分に限る。)、第6条、第8条(主幹教諭手当に係る部分に限る。)、第28条の2及び第36条(主幹教諭に係る部分に限る。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成21年6月29日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額の引き下げ)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(この規則の施行の日において職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものを除く。))である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職俸給表(一)	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
一般職俸給表(二)	1 級	1号俸から68号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表(一)	1 級	1号俸から48号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表(二)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表(三)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から44号俸まで
医療職俸給表(二)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表(三)	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から40号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条(入試手当に係る部分に限る。)及び第39条の2の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。  
ただし、第12条及び次項から第5項までの規定は、平成23年1月1日から施行する。  
(55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等)
- 2 平成30年3月31日までの間、55歳を超える職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者に限る。以下この項及び次項から第4項までにおいて「特定職員」という。)に対する俸給月額の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達

した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該特定職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額(その額を当該俸給月額から減じた額が当該特定職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該俸給月額を当該特定職員の俸給月額から減じた額)を減ずる。

俸給表	職務の級
一般職俸給表(一)	6級
教育職俸給表(一)	5級
医療職俸給表(二)	6級
医療職俸給表(三)	6級

- 3 前項の特定職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、前項により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。広域異動手当の支給に当たっても、同様とする。
- 4 第2項の特定職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該特定職員に対する管理職手当、期末手当、勤勉手当、休職者等の給与の支給、育児短時間勤務職員に対する給与及び俸給の半減に当たっては、第2項及び前項に準ずる。  
(平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額の引き下げ)
- 5 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)で、その者の俸給月額が、同日において受けていた俸給月額(平成21年12月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の適用を受けた者にあっては、当該俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第2項の特定職員にあっては、当該額から、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第34条、第39条の2及び第43条の規定は、平成22年4月1日から適用する。  
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成22年1月1日において国立大学法人岩手大学職員給与規則第18条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 育児休業等規則第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第21条及び第3項から第6項までの

規定は、平成24年4月1日から適用する。

(平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額の引き下げ)

- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成21年12月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項又は平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第5項の適用を受けた者)にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあっては、当該額から、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。  
(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)
- 3 平成24年4月1日において前項の規定による俸給に関する状況を考慮して36歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの(以下この項、次項及び第5項において「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の国立大学法人岩手大学職員給与規則第18条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この項、次項及び第5項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において30歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。))であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日において第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日において第2項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 6 育児休業等規則第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

#### 附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成24年12月25日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第39条の2の規定は平成25年4月1日から適用する。  
(平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額の廃止)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員の経過措置額は、平成26年4月1日に廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(単身赴任手当の改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行日の前日において、改正前の第27条に規定する単身赴任手当の認定を受けていた職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける職員であって、公募により採用された職員に限る。)が施行日以後も引き続き改正前の同条に定める支給要件に該当しているときは、平成29年3月31日までの間単身赴任手当を支給する。  
(両住まい手当の改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行日の前日において、改正前の第27条の2に規定する両住まい手当の認定を受けていた職員が施行日以後も引き続き同条に定める支給要件に該当しているときは、施行日以後3年間を上限として、両住まい手当を支給する。ただし、介護又は子の養育により、引き続き配偶者と別居することとなる職員のうち、学長が特に必要と認める場合は、当該事由による期間に限り、2年間を上限として支給期間を延長することができる。
- 4 平成23年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間において、改正前の第27条の2に規定する両住まい手当の要件を満たす職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける職員であって、男性職員に限る。)が施行日以後も引き続き同条に定める支給要件に該当しているときは、施行日以後3年間を上限として、両住まい手当を支給する。ただし、介護又は子の養育により、引き続き配偶者と別居することとなる職員のうち、学長が特に必要と認める場合は、当該事由による期間に限り、2年間を上限として支給期間を延長することができる。  
(両住まい手当との調整)
- 5 附則第2項の規定の適用を受ける職員には、両住まい手当は支給しない。  
(単身赴任手当との調整)
- 6 附則第3項及び附則第4項の規定の適用を受ける職員には、単身赴任手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第12条(俸給月額の引き上げに係る分に限る。)、第19条、第26条、第39条の2及び第46条の規定は平成26年4月1日から適用し、第10項の規定は平成26年12月1日から適用する。第12条(俸給月額の引き下げに係る分に限る。)、第23条の2、第27条、第39条、第42条及び第3項から第9項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。  
(平成27年1月1日における昇給に関する特例)
- 2 平成27年1月1日における規則第18条第8項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数(当該号俸数が負となるときは、零)」とする。  
(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 3 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（教育職俸給表（二）及び教育職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給する。  
（広域異動手当に関する経過措置）
- 4 第23条の2の規定の適用については、第23条の2中「100分の10」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の8」とする。  
（地域手当の支給）
- 5 第23条に規定する地域手当の支給にあっては、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当とする。  
（広域異動手当の支給）
- 6 第23条の2に規定する広域異動手当の支給については、当該異動の日の前日に係る広域異動手当の支給割合が当該異動の日後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による広域異動手当とする。  
（単身赴任手当に関する経過措置）
- 7 第27条の規定の適用については、第27条中「30,000円」とあるのは、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、給与法及び人事院規則等で定める手当額とする。  
（単身赴任手当の加算額に関する経過措置）
- 8 単身赴任手当の加算額は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、給与法及び人事院規則等で定める加算額とする。  
（単身赴任手当の改正に伴う経過措置の適用を受ける職員の単身赴任手当の支給額）
- 9 平成26年4月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の規定の適用を受ける職員の単身赴任手当の支給額については、改正後の第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
（平成26年12月1日における勤勉手当に関する経過措置）
- 10 平成26年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）」とあるのは、「100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）」とする。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年3月29日から施行する。ただし、第12条の規定（俸給月額の引き上げに係る分に限る。）は平成27年4月1日から適用し、第4項の規定は平成27年12月1日から適用する。第12条（俸給月額の引き下げに係る分に限る。）、第42条、第3項、第5項及び第6項の規定は平成28年4月1日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（教育職俸給表（二）及び教育職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月3

- 1日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給する。
- 3 平成28年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教育職俸給表（二）及び教育職俸給表（三）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。  
（平成27年12月1日における勤勉手当に関する経過措置）
- 4 平成27年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の80（特定管理職員にあっては、100分の100）」とあるのは、「100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）」とする。  
（管理職手当及び職務付加手当の改正に伴う経過措置）
- 5 平成28年3月31日から引き続き同一の職（組織の改編に伴う変更後の職を含む。）に在職する職員で、その者が受ける管理職手当の額又は職務付加手当の額が同日において受けていた管理職手当の額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、改正前の管理職手当の額（平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を支給する。
- 6 当該職が任期のある職であって、任期満了後に再任された場合の管理職手当又は職務付加手当は、改正後の額を支給する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成28年4月1日から適用し、第5項の規定は平成28年12月1日から適用する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（教育職（二）及び教育職（三）の適用を受ける職員を除く。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成23年1月1日施行の改正国立大学法人岩手大学職員給与規則附則第2項の特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給する。
- 3 平成28年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教育職俸給表（二）及び教育職俸給表（三）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。  
（扶養手当の改正に伴う経過措置）
- 4 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の手当額は次の表のとおり とする。

支給対象者	平成29年度	平成30年度	平成31年度
扶養すべき配偶者	10,000円	6,500円	6,500円
扶養すべき子	8,000円	10,000円	10,000円
扶養すべき父母等	6,500円	6,500円	6,500円

ただし、平成29年度は職員に配偶者がいない場合にあつては扶養親族たる子のうち一人については10,000円、配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては扶養親族たる父母等のうち一人については9,000円とし、平成31年度は、一般職俸給表(一)8級以上、教育職俸給表(一)5級以上及び医療職俸給表(二)8級以上の職員の扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等にあつては3,500円とする。

(平成28年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)

- 5 平成28年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の85(特定管理職員にあつては、100分の105)」とあるのは、「100分の90(特定管理職員にあつては、100分の110)」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成29年4月1日から適用し、第3項の規定は平成29年12月1日から適用する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成28年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(平成29年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)

- 3 平成29年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の90(特定管理職員にあつては、100分の110)」とあるのは、「100分の95(特定管理職員にあつては、100分の115)」とする。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成27年1月1日において国立大学法人岩手大学職員給与規則第18条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 岐阜大学大学院連合獣医学研究科が存続する間の当該研究科の授業を担当する者の俸給の調整額については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成30年4月1日から適用し、第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)

- 2 平成30年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の92.5(特定管理職員にあつては、100分の112.5)」とあるのは、「100分の95(特定管理職員にあつては、100分の115)」とする。

#### 附 則

(施行期日)



- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成31年4月1日から適用し、次項の規定は、令和元年12月1日から適用する。  
(令和元年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)
- 2 令和元年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)」とあるのは、「100分の97.5(特定管理職員にあっては、100分の117.5)」とする。  
(住居手当に関する経過措置)
- 3 令和2年3月31日において改正前の第25条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、改正前の第25条の規定により支給されていた住居手当の月額から改正後の第25条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第25条の規定にかかわらず、改正前の住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第39条の2の規定は、令和3年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第28条の2の規定は令和4年2月1日から、改正後の第19条(助教に係る部分に限る。)の規定は令和4年4月1日から、改正後の第41条の規定は令和4年6月1日から適用する。  
(俸給の調整額に関する経過措置)
- 3 この規則による改正前の第19条の規定により、工学研究科博士後期課程の授業を常時担当する者については、当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、俸給の調整額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年3月7日から施行する。ただし、第12条の規定は、令和4年4月1日から適用し、次項の規定は令和4年12月1日から適用する。  
(令和4年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)
- 2 令和4年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)」とあるのは、「100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」とする。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、令和5年10月17日から施行する。ただし、改正後の第4条、第6条、第8条及び第28条の3の規定は令和5年4月1日から適用する。

( 満60歳を超える職員の給与 )

- 2 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が満60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第11条、第12条第2項及び第14条から第17条までの規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条、第18条第2項、第3項、第5項、第6項、第8項、第9項及び第11項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

( 俸給月額の7割措置を適用しない職員 )

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 就業規則第4条に規定する教員(附属学校教員を除く。)

二 国立大学法人岩手大学産休補助職員等就業規則第3条の規定により採用される職員

( 管理監督職勤務上限年齢調整額 )

- 4 就業規則第20条の2第1項に規定する管理監督職以外の職員へ降任した職員であって、当該管理監督職以外の職員へ降任した日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下「特定日俸給月額」という。)が特定日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

( 管理監督職勤務上限年齢調整額の上限 )

- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第11条第1項及び第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第11条第1項及び第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

( 附則第2項の規定の適用を受ける職員の俸給の調整額 )

- 6 附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第19条第2項の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「掲げる調整数を乗じて得た額」とあるのは「掲げる調整数を乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

( 附則第2項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額 )

- 7 附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第28条第2項の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第12条の規定は、令和6年1月25日から施行し、令和5年4月1日から適用し、次項及び第3項の規定は、令和6年1月25日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

( 令和5年12月1日における期末手当に関する経過措置 )

- 2 令和5年12月1日における期末手当については、第41条中「12月に支給する場合においては100分の122.5を乗じて得た額」とあるのは、「12月に支給する場合においては100

分の125を乗じて得た額」と、「12月に支給する場合においては100分の102.5を乗じて得た額」とあるのは、「12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額）」とする。

(令和5年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)

- 3 令和5年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)」とあるのは、「100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条、第11条、第23条、第27条の3、第39条の2、第40条、次項及び附則第6項の規定は、令和7年1月30日から施行し、令和6年4月1日から適用し、附則第7項及び附則第8項の規定は、令和7年1月30日から施行し、令和6年12月1日から適用し、改正後の第46条の規定は、令和7年1月30日から適用する。
- 2 この規則による改正後の第12条の規定にかかわらず令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用される俸給表は附則別表第1から附則別表第7までのとおりとする。
- 3 この規則の施行に伴う号俸の切替え及び号俸の切替えに伴う在職者調整は、給与法及び人事院規則等を準用する。

(扶養手当の改正に伴う経過措置)

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の手当額は次の表のとおりとする。

支給対象者	令和7年度
扶養親族たる配偶者	3,000円
扶養親族たる子	11,500円

ただし、令和7年度は一般職俸給表(一)8級及び教育職俸給表(一)5級の職員の扶養親族たる配偶者にあっては0円とする。

(令和7年4月1日前から新幹線鉄道等を利用してその利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員の通勤手当に関する取扱い)

- 5 令和7年4月1日前に新たに職員となった者のうち同日前に改正後の第26条の支給要件を満たし、同日時点で引き続き支給要件を満たしている職員についても令和7年4月1日から支給対象とする。

(令和6年4月1日前に両住まい手当を受けていた職員の介護又は子の養育移動手当に関する取扱い)

- 6 令和6年4月1日前に両住まい手当を受けていた職員で、支給期間終了後も改正後の第27条の3の支給要件を満たし、同日時点で引き続き支給要件を満たしている職員についても令和6年4月1日から支給対象とする。

(令和6年12月1日における期末手当に関する経過措置)

- 7 令和6年12月1日における期末手当については、第41条中「12月に支給する場合においては100分の125.0を乗じて得た額」とあるのは、「12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額」と、「12月に支給する場合においては100分の105.0を乗じて得た額」とあるのは、「12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額)」とする。

(令和6年12月1日における勤勉手当に関する経過措置)

- 8 令和6年12月1日における勤勉手当については、第42条中「100分の105.0(特定管理職員にあっては、100分の125.0)」とあるのは、「100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」とする。

附則別表第1（附則第2項関係）

令和6年4月1日から適用される俸給表

一般職俸給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	

41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				

90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	347,400						
95		299,700	347,800						
96		300,100	348,200						
97		300,300	348,400						
98		300,600	348,800						
99		301,000	349,200						
100		301,400	349,500						
101		301,600	349,800						
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附則別表第2（附則第2項関係）

令和6年4月1日から適用される俸給表

一般職俸給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300

41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	



89	242,900	266,100	298,000	322,000
90	243,200	266,300	298,500	322,300
91	243,500	266,600	299,000	322,600
92	243,700	266,800	299,300	322,900
93	243,900	267,100	299,700	323,100
94	244,200	267,400	300,200	323,400
95	244,500	267,700	300,700	323,700
96	244,700	267,900	301,200	323,900
97	244,900	268,100	301,500	324,100
98	245,200	268,400	301,900	324,400
99	245,400	268,600	302,400	324,700
100	245,700	268,900	302,900	324,900
101	245,900	269,100	303,300	325,100
102	246,100	269,300	303,700	
103	246,400	269,600	304,000	
104	246,700	269,900	304,300	
105	246,900	270,100	304,600	
106	247,200	270,300	305,000	
107	247,500	270,600	305,300	
108	247,700	270,800	305,700	
109	247,900	271,100	306,000	
110	248,200	271,400	306,400	
111	248,500	271,700	306,800	
112	248,700	271,900	307,100	
113	248,900	272,100	307,300	
114	249,200	272,400	307,600	
115	249,500	272,600	307,900	
116	249,700	272,800	308,100	
117	249,900	273,100	308,300	
118	250,200	273,400	308,600	
119	250,500	273,700	308,900	
120	250,700	273,900	309,100	
121	250,900	274,100	309,300	
122		274,300	309,600	
123		274,600	309,900	
124		274,900	310,100	
125		275,100	310,300	
126		275,300	310,600	
127		275,600	310,900	
128		275,900	311,100	
129		276,100	311,300	
130		276,300	311,600	
131		276,600	311,900	
132		276,900	312,100	
133		277,100	312,300	
134		277,300		
135		277,600		
136		277,900		
137		278,100		

備考 この表は技能職員に適用する。

附則別表第3（附則第2項関係）

令和6年4月1日から適用される俸給表

教育職俸給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	317,100	358,300	423,100	542,000
2	220,300	263,600	319,300	360,900	425,000	545,000
3	222,700	265,700	321,500	363,500	426,800	548,100
4	225,100	267,600	323,600	366,000	428,500	551,200
5	227,500	269,400	325,700	368,400	430,200	554,200
6	229,900	270,900	327,600	370,800	432,100	556,600
7	232,400	272,400	329,400	373,300	434,000	559,100
8	234,800	273,900	331,200	375,700	435,800	561,500
9	237,200	275,700	333,000	378,200	437,200	563,800
10	239,000	277,700	334,900	380,700	439,100	565,600
11	240,800	279,700	336,700	383,200	441,000	567,500
12	242,600	281,700	338,500	385,600	442,900	569,400
13	244,300	283,700	340,300	388,000	444,300	571,100
14	245,900	285,900	341,900	389,600	446,200	572,500
15	247,500	288,000	343,500	391,100	448,100	573,800
16	249,000	290,100	345,000	392,600	450,000	575,000
17	250,500	292,000	346,500	393,600	451,700	576,300
18	251,900	294,700	348,100	395,300	453,500	577,100
19	253,200	297,400	349,700	396,700	455,300	577,800
20	254,600	300,000	351,300	398,000	457,100	578,500
21	255,900	302,600	352,700	399,200	459,100	579,300
22	257,400	305,000	354,700	400,200	461,300	
23	258,900	307,400	356,700	401,200	463,700	
24	260,400	309,600	358,700	402,200	466,000	
25	261,900	311,800	360,500	403,100	468,000	
26	263,600	313,800	362,100	404,200	470,100	
27	265,300	315,800	363,700	405,300	472,200	
28	267,000	317,800	365,300	406,400	474,200	
29	268,600	319,800	366,600	407,500	476,200	
30	270,500	321,700	368,100	408,600	478,500	
31	272,400	323,600	369,500	409,700	480,700	
32	274,300	325,500	370,800	410,800	482,600	
33	276,100	327,300	372,100	411,900	484,500	
34	277,300	329,200	373,300	413,000	486,600	
35	278,500	331,100	374,500	414,100	488,800	
36	279,600	333,000	375,600	415,300	490,800	
37	280,600	334,700	376,700	416,300	492,900	
38	281,600	335,900	378,100	417,400	494,900	
39	282,600	337,000	379,400	418,500	496,800	
40	283,600	338,100	380,700	419,700	498,700	
41	284,600	338,700	382,000	420,600	500,700	
42	285,700	339,100	383,300	421,700	502,600	
43	286,800	339,500	384,600	422,800	504,300	

44	287,700	339,900	385,900	423,800	506,200
45	288,600	340,500	387,200	424,800	508,100
46	289,600	341,000	388,400	425,900	509,900
47	290,600	341,500	389,600	427,000	511,700
48	291,500	341,900	390,700	428,100	513,500
49	292,400	342,300	391,800	429,100	515,200
50	292,900	342,700	393,000	430,300	516,900
51	293,300	343,100	394,100	431,500	518,700
52	293,900	343,500	395,200	432,700	520,500
53	294,300	343,900	396,300	433,400	522,000
54	294,700	344,300	397,500	434,300	523,600
55	295,000	344,700	398,700	435,200	525,300
56	295,400	345,100	399,800	436,000	526,900
57	295,800	345,500	400,800	436,800	528,500
58	296,300	345,900	401,800	437,700	529,800
59	296,800	346,300	402,800	438,600	531,100
60	297,200	346,700	403,700	439,400	532,300
61	297,600	347,100	404,900	440,100	533,500
62	298,000	347,500	406,300	441,000	534,500
63	298,400	347,900	407,700	442,000	535,500
64	298,800	348,300	409,100	442,900	536,500
65	299,200	348,700	409,900	443,800	537,100
66	299,600	349,100	410,900	444,700	538,000
67	300,000	349,500	411,900	445,700	538,900
68	300,400	349,900	413,000	446,600	539,800
69	300,800	350,300	413,900	447,600	540,700
70	301,200	350,800	414,700	448,600	541,500
71	301,600	351,200	415,500	449,500	542,200
72	302,000	351,600	416,200	450,500	542,700
73	302,400	351,900	416,900	451,400	543,400
74	302,800	352,400	417,800	452,300	543,900
75	303,200	352,800	418,600	453,200	544,700
76	303,600	353,200	419,200	454,200	545,300
77	303,900	353,600	419,800	455,000	545,800
78	304,300	354,100	420,300	455,400	546,400
79	304,700	354,600	420,700	456,000	547,000
80	305,100	355,100	421,100	456,600	547,600
81	305,400	355,600	421,400	457,300	548,200
82	305,800	356,300	421,800	458,000	
83	306,200	357,000	422,100	458,300	
84	306,600	357,700	422,500	458,900	
85	306,900	358,300	422,800	459,300	
86	307,300	358,900	423,200	459,700	
87	307,700	359,500	423,600	460,100	
88	308,100	360,100	424,000	460,400	
89	308,500	360,600	424,300	460,700	
90	308,900	361,000	424,600	461,100	
91	309,300	361,400	425,000	461,500	
92	309,700	361,800	425,300	461,800	

93	310,100	362,200	425,600	462,100
94	310,600	362,600	426,000	462,500
95	311,100	363,100	426,300	462,800
96	311,500	363,500	426,600	463,100
97	311,900	364,100	426,900	463,400
98	312,400	364,600	427,200	463,800
99	312,900	365,000	427,500	464,100
100	313,500	365,500	427,800	464,400
101	313,800	365,900	428,100	464,700
102	314,100	366,400	428,400	
103	314,400	366,700	428,700	
104	314,700	367,100	429,000	
105	315,000	367,600	429,300	
106	315,300	368,000	429,600	
107	315,600	368,500	429,900	
108	315,800	369,000	430,200	
109	316,100	369,400	430,500	
110	316,400	369,900	430,800	
111	316,800	370,300	431,100	
112	317,200	370,700	431,400	
113	317,500	371,100	431,700	
114	317,900	371,500	432,000	
115	318,200	371,900	432,300	
116	318,500	372,300	432,600	
117	318,700	372,700	432,800	
118	319,000	373,100		
119	319,400	373,500		
120	319,800	373,900		
121	320,000	374,200		
122	320,300	374,600		
123	320,600	375,100		
124	321,000	375,400		
125	321,200	375,800		
126	321,400	376,300		
127	321,700	376,800		
128	322,000	377,200		
129	322,200	377,600		
130	322,500	378,100		
131	322,900	378,600		
132	323,100	379,100		
133	323,300	379,600		
134	323,600	380,100		
135	324,000	380,600		
136	324,200	381,100		
137	324,400	381,600		
138	324,600	382,100		
139	324,800	382,600		
140	325,100	383,100		
141	325,500	383,600		
142	325,800			

143	326,100				
144	326,400				
145	326,800				
146	327,100				
147	327,300				
148	327,600				
149	328,000				
150	328,300				
151	328,600				
152	328,800				
153	329,100				
154	329,400				
155	329,700				
156	330,000				
157	330,200				

備考 この表は、教授、准教授、講師（常時勤務するものに限る。）、及び助教に適用する。

附則別表第4（附則第2項関係）

令和6年4月1日から適用される俸給表

教育職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	201,300	248,100	357,500	427,600
2	203,600	249,600	359,000	429,500
3	205,900	251,000	360,400	431,300
4	208,100	252,400	361,800	432,900
5	210,300	253,800	363,200	434,400
6	212,700	255,100	364,500	435,900
7	214,900	256,300	365,900	437,700
8	217,100	257,500	367,200	439,600
9	219,300	258,900	368,400	441,300
10	221,500	260,100	369,900	443,100
11	223,700	261,400	371,400	445,000
12	226,000	262,800	372,900	446,800
13	228,200	264,100	374,200	448,500
14	230,300	266,000	375,700	450,400
15	232,400	267,800	377,200	452,300
16	234,500	269,600	378,600	454,200
17	236,700	271,300	380,100	455,900
18	238,500	273,600	381,600	457,700
19	240,200	275,800	383,000	459,500
20	241,900	278,000	384,400	461,300
21	243,600	280,200	385,800	463,000
22	245,000	282,500	387,300	464,700
23	246,300	284,700	388,900	466,600
24	247,600	286,800	390,300	468,300
25	248,800	288,800	391,600	470,000
26	250,000	290,800	393,100	471,600
27	251,200	292,700	394,600	473,200
28	252,500	294,500	396,100	474,700
29	253,600	296,300	397,600	476,200
30	254,800	298,200	399,100	477,500
31	256,000	300,100	400,600	478,800
32	257,200	301,800	402,100	480,100
33	258,300	303,500	403,500	481,300
34	259,600	305,300	405,100	482,000
35	261,000	307,000	406,800	482,700
36	262,300	308,700	408,300	483,400
37	263,700	310,300	409,500	484,000
38	265,100	312,000	410,900	
39	266,400	313,800	412,300	
40	267,700	315,500	413,600	
41	269,100	316,900	415,200	
42	270,100	318,800	416,600	
43	271,100	320,600	418,000	
44	272,000	322,300	419,400	
45	272,700	324,000	420,800	
46	273,500	326,000	422,100	
47	274,300	327,700	423,600	

48	275,100	329,400	425,100
49	276,000	331,100	426,700
50	276,800	333,000	428,200
51	277,500	334,800	429,800
52	278,300	336,500	431,300
53	279,100	338,200	433,000
54	279,900	339,500	434,500
55	280,700	340,900	436,100
56	281,500	342,200	437,700
57	282,300	343,700	439,300
58	282,900	345,300	440,800
59	283,700	346,800	442,000
60	284,600	348,500	443,200
61	285,400	350,000	444,400
62	286,000	351,600	445,700
63	286,800	353,200	446,900
64	287,500	354,700	448,100
65	288,500	356,200	449,200
66	289,400	357,900	450,500
67	290,200	359,500	451,700
68	290,900	361,000	452,900
69	291,600	362,500	454,100
70	292,400	364,100	455,300
71	293,200	365,800	456,500
72	293,900	367,300	457,700
73	294,700	368,800	458,800
74	295,400	370,400	459,400
75	296,100	372,000	459,900
76	296,700	373,500	460,400
77	297,300	375,100	460,900
78	298,000	376,500	
79	298,700	377,900	
80	299,300	379,200	
81	299,900	380,500	
82	300,700	381,900	
83	301,400	383,300	
84	302,100	384,700	
85	302,800	385,800	
86	303,600	387,200	
87	304,300	388,500	
88	305,000	389,800	
89	305,700	391,000	
90	306,600	392,300	
91	307,500	393,400	
92	308,300	394,700	
93	308,800	395,900	
94	309,600	397,000	
95	310,400	398,200	
96	311,200	399,400	
97	311,900	400,800	
98	312,700	401,800	
99	313,500	402,800	
100	314,200	403,800	
101	315,000	404,700	
102	316,000	405,800	
103	316,900	406,900	
104	317,700	408,000	

105	318,300	408,700
106	319,100	409,600
107	319,900	410,500
108	320,700	411,400
109	321,400	412,200
110	321,800	413,000
111	322,200	413,800
112	322,700	414,600
113	323,200	415,200
114	323,600	415,900
115	324,100	416,700
116	324,500	417,400
117	325,000	418,000
118	325,600	418,500
119	326,000	418,900
120	326,500	419,200
121	327,000	419,500
122	327,400	419,800
123	327,900	420,100
124	328,400	420,300
125	329,000	420,500
126	329,300	420,800
127	329,600	421,100
128	329,900	421,300
129	330,100	421,500
130	330,400	421,800
131	330,700	422,100
132	330,900	422,300
133	331,100	422,500
134	331,300	422,800
135	331,500	423,100
136	331,800	423,300
137	332,100	423,500
138	332,300	423,800
139	332,600	424,100
140	332,900	424,300
141	333,100	424,500
142	333,300	424,800
143	333,600	425,100
144	333,800	425,300
145	334,100	425,500
146	334,300	
147	334,600	
148	334,900	
149	335,100	
150	335,300	
151	335,600	
152	335,900	
153	336,100	

備考(一) この表は、附属特別支援学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



附則別表第5（附則第2項関係）

令和6年4月1日から適用される俸給表

教育職俸給表（三）

職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	201,300	222,200	300,500	326,500	417,200
2	203,600	224,600	302,300	328,600	418,800
3	205,900	227,100	304,200	330,700	420,300
4	208,100	229,500	306,000	332,900	421,700
5	210,300	231,900	307,800	334,900	423,000
6	212,700	234,300	309,600	337,000	424,400
7	214,900	236,700	311,500	339,100	425,800
8	217,100	239,200	313,200	341,200	427,200
9	219,300	241,600	314,900	343,300	428,700
10	221,500	243,200	316,700	345,400	430,100
11	223,700	244,800	318,500	347,500	431,500
12	226,000	246,500	320,400	349,500	432,800
13	228,200	248,100	322,300	351,600	434,100
14	230,300	249,600	324,100	353,100	435,500
15	232,400	251,000	325,900	354,600	436,900
16	234,500	252,400	327,600	356,100	438,300
17	236,700	253,800	329,300	357,500	439,500
18	238,500	255,100	331,200	359,000	440,900
19	240,200	256,300	333,100	360,400	442,100
20	241,900	257,500	335,000	361,800	443,400
21	243,600	258,900	336,800	363,200	444,500
22	245,000	260,100	338,900	364,500	445,600
23	246,300	261,400	340,700	365,900	446,800
24	247,600	262,800	342,500	367,200	448,000
25	248,800	264,100	344,200	368,400	449,300
26	249,900	266,000	346,000	369,700	450,600
27	251,000	267,800	347,600	370,900	451,600
28	252,100	269,600	349,200	372,200	452,700
29	253,400	271,300	350,800	373,400	453,900
30	254,700	273,600	352,100	374,600	454,700
31	255,900	275,800	353,400	375,800	455,500
32	257,100	278,000	354,600	376,900	456,400
33	258,200	280,200	355,900	378,000	457,300
34	259,400	282,500	357,300	379,300	457,800
35	260,700	284,700	358,700	380,500	458,300
36	261,900	286,800	360,100	381,600	458,800
37	263,100	288,800	361,400	382,700	459,300
38	264,300	290,800	362,800	383,900	
39	265,500	292,700	364,200	385,100	
40	266,700	294,500	365,500	386,200	
41	267,900	296,300	366,800	387,400	
42	269,100	298,200	368,300	388,600	
43	270,200	300,100	369,600	389,800	
44	271,300	301,800	370,900	390,900	
45	272,300	303,500	372,200	392,000	
46	273,100	305,300	373,400	393,200	
47	273,900	307,000	374,600	394,400	
48	274,700	308,700	375,900	395,600	
49	275,500	310,300	377,100	396,900	

50	276,300	312,000	378,300	398,200
51	277,000	313,800	379,500	399,400
52	277,700	315,500	380,700	400,600
53	278,500	316,900	381,800	401,800
54	279,300	318,800	383,000	403,100
55	280,100	320,600	384,200	404,100
56	280,800	322,300	385,500	405,200
57	281,500	324,000	386,600	406,500
58	282,400	326,000	387,900	407,700
59	283,200	327,700	389,200	408,900
60	283,900	329,400	390,400	410,100
61	284,500	331,100	391,300	411,200
62	285,200	333,000	392,500	412,200
63	285,900	334,800	393,500	413,500
64	286,500	336,500	394,700	414,700
65	287,200	338,200	395,500	415,900
66	287,900	339,500	396,600	417,100
67	288,700	340,900	397,600	418,200
68	289,400	342,200	398,600	419,300
69	290,100	343,700	399,700	420,300
70	290,900	345,200	400,700	421,500
71	291,600	346,700	401,800	422,700
72	292,300	348,300	402,900	423,900
73	292,800	349,700	403,900	424,500
74	293,500	351,200	405,000	425,300
75	294,300	352,700	406,200	426,000
76	294,900	354,200	407,200	426,500
77	295,500	355,600	408,100	426,800
78	296,200	357,200	409,000	427,100
79	296,800	358,700	410,000	427,500
80	297,400	360,200	411,000	428,000
81	298,000	361,600	411,800	428,300
82	298,600	362,900	412,600	428,700
83	299,200	364,200	413,300	429,000
84	299,900	365,500	414,100	429,300
85	300,400	366,700	414,800	429,600
86	300,900	367,900	415,400	430,000
87	301,400	369,100	416,100	430,300
88	301,900	370,200	416,900	430,600
89	302,300	371,300	417,500	430,900
90	302,900	372,400	418,200	431,200
91	303,400	373,600	418,700	431,500
92	303,900	374,700	419,300	431,700
93	304,200	375,800	419,700	431,900
94	304,700	377,000	420,100	
95	305,200	378,100	420,400	
96	305,700	379,200	420,700	
97	306,100	380,200	420,900	
98	306,600	381,200	421,200	
99	307,100	382,100	421,500	
100	307,500	383,000	421,700	
101	307,900	383,900	421,900	
102	308,300	384,900	422,200	
103	308,700	385,800	422,500	
104	309,000	386,700	422,700	
105	309,200	387,500	422,900	
106	309,500	388,400	423,200	
107	309,800	389,300	423,500	

108	310,000	390,200	423,700
109	310,200	391,000	423,900
110	310,400	391,900	424,200
111	310,700	392,800	424,500
112	311,000	393,900	424,700
113	311,200	394,500	424,900
114	311,400	395,400	425,200
115	311,600	396,300	425,500
116	311,900	397,200	425,700
117	312,200	398,000	425,900
118	312,400	398,700	
119	312,700	399,500	
120	313,000	400,300	
121	313,200	400,900	
122	313,400	401,600	
123	313,600	402,300	
124	313,900	402,900	
125	314,200	403,500	
126		404,200	
127		404,800	
128		405,400	
129		406,000	
130		406,600	
131		407,100	
132		407,600	
133		407,900	
134		408,200	
135		408,500	
136		408,800	
137		409,100	
138		409,400	
139		409,700	
140		410,000	
141		410,300	
142		410,600	
143		410,900	
144		411,200	
145		411,400	
146		411,700	
147		412,000	
148		412,200	
149		412,400	
150		412,700	
151		413,000	
152		413,200	
153		413,400	
154		413,700	
155		414,000	
156		414,200	
157		414,400	

備考(一) この表は、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附則別表第6（附則第2項関係）

令和6年4月1日から適用される俸給表

医療職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	

41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
86		294,100	330,400	351,200			
87		294,300	330,600	351,500			
88		294,500	330,900	351,800			

89		294,900	331,300	352,200			
90		295,100	331,700	352,500			
91		295,300	332,000	352,800			
92		295,500	332,300	353,100			
93		295,900	332,600	353,500			
94		296,100	332,800	353,800			
95		296,300	333,200	354,100			
96		296,600	333,500	354,400			
97		296,900	333,700	354,700			
98		297,100	334,000	355,100			
99		297,300	334,300	355,500			
100		297,600	334,600	355,900			
101		297,900	334,800	356,400			
102		298,100	335,100	356,800			
103		298,300	335,400	357,200			
104		298,600	335,600	357,600			
105		298,900	335,800	358,100			
106			336,000				
107			336,400				
108			336,600				
109			336,800				
110			337,200				
111			337,600				
112			338,000				
113			338,200				

備考 この表は、栄養士に適用する。

附則別表第7（附則第2項関係）

令和6年4月1日から適用される俸給表

医療職俸給表（三）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800

41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		



90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			

139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					

備考 この表は、保健師、看護師に適用する。

## 教育職員の任用基準及び給与基準

職 位		任 用 基 準	標準の級	級決定基準
教 員 (附属学校教員を除く。)	教授 ・専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ・主として研究に従事する。 ・特殊な業務に従事する。	国立大学法人岩手大学教員選考基準による。	教育(一) 5級	
	准教授 ・専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ・主として研究に従事する。 ・特殊な業務に従事する。		4級	
	講師 ・教授又は准教授に準ずる職務に従事する。 ・主として研究に従事する。 ・特殊な業務に従事する。		3級	
	助教 ・専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ・主として研究に従事する。 ・特殊な業務に従事する。		2級	
	(研究科担当教員)			
附属学校教員 (幼稚園)	副園長 園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときは、その職務を行う。	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条に規定する校長の資格を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	教育(三) 3級	経験年数大卒11年
	教諭 幼児の保育をつかさどる。	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
	養護教諭 幼児の養護をつかさどる。	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する養護教諭の免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
(小学校・中学校)	副校長 校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条に規定する校長の資格を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	教育(三) 4級	経験年数大卒24年
	主幹教諭 校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童、生徒の教育をつかさどる。	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	特2級	経験年数大卒7年
	教諭 児童、生徒の教育をつかさどる。	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
	養護教諭 児童生徒の養護をつかさどる。	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する養護教諭の免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
(特別支援学校)	副校長 校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条に規定する校長の資格を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	教育(二) 4級	経験年数大卒25年
	教諭 児童生徒の教育をつかさどる。	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年
	養護教諭 児童、生徒の養護をつかさどる。	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する養護教諭の免許状を有し、かつ、附属学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	2級	経験年数大卒0年

## 事務職員等の任用基準及び給与基準

職 位		任 用 基 準	標準の級	昇格の級	昇 格 基 準
事務職員	事務局長 大学の事務を統括し、調整する。	大学事務に関する高度の管理・運営能力を有すると認められる者	一般(一) 8級	9級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
	部長・次長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。	部の事務に関する高度の管理・運営能力を有すると認められる者	7級	8級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
	課長・事務長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は学部の事務を掌理する。	課又は学部の事務に関する高度の管理・運営能力を有すると認められる者	5級	6級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在職年数を総合的に判断
	主査（副課長・副事務長） 上司の命を受け、担当の事務を処理し、グループの事務を総括整理するとともに、部下の職員を指導する。また、課長又は事務長に事故があるとき、課長又は事務長が不在のときは、その職務を代理する。	担当する事務、課又は学部の事務に特に高度の知識及び処理能力並びに部下の指導能力を有すると認められる者	4級	5級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在職年数を総合的に判断
	主査 上司の命を受け、担当の事務を処理するとともに、部下の職員を指導する。また、グループリーダーに指名された者は、グループの事務を総括整理する。	担当する事務に特に高度の知識及び処理能力並びに部下の指導能力を有すると認められる者	3級	4級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
	主任 上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。	担当する事務に高度な知識及び処理能力を有すると認められる者	3級		
	主事 上司の命を受け、担当の事務を処理する。	担当する事務を適切に処理する能力を有すると認められる者	1級	2級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在職年数を総合的に判断
専門職員 (事務系)	(専門分野)専門員 上司の命を受け、特に高度の専門的な業務を処理する。	取得困難な資格を有し、担当する業務を適切に処理する能力を有すると認められる者又は特定の専門分野に特に高度の知識及び処理能力を有すると認められる者	一般(一) 4級	6級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
	(専門分野)専門職員 上司の命を受け、高度の専門的な業務を処理する。	特定の専門分野に高度の知識及び処理能力を有すると認められる者		5級	勤務成績が特に優秀な者で、専門員歴等を総合的に判断
			3級	4級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断

職 位		任 用 基 準	標準の級	昇格の級	昇 格 基 準
専門職員 (技術系)	技術室長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、技術室の業務を掌理する。	技術室の業務に関する高度の管理・運営能力を有すると認められる者	一般(一)4級	6級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
				5級	勤務成績が特に優秀な者で、技術室長歴を総合的に判断
	技術専門員 上司の命を受け、研究支援に関する特に高度の専門的な技術業務を処理するとともに、部下の職員を指導する。	特に高度の専門的な技術及び部下の指導に優れた能力を有すると認められる者	4級	6級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
				5級	勤務成績が特に優秀な者で、技術専門員歴等を総合的に判断
	技術専門職員 上司の命を受け、研究支援に関する高度の専門的な技術業務を処理するとともに、部下の職員を指導する。	高度の専門的な技術及び部下の指導能力を有すると認められる者	3級	4級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
技術職員 上司の命を受け、研究支援に関する専門的な技術業務を処理する。	専門的な技術を有すると認められる者	1級	2級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断	
技能職員	(技能免許所有職員) 上司の命を受け、技能を要する業務に従事する。	業務に必要な免許状を所有し、担当する業務を適切に処理する能力を有すると認められる者	一般(二)3級	4級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況、在級年数及び免許取得後経験年数を総合的に判断
	(一般技能職員) 上司の命を受け、技能を要する業務に従事する。	専門的な技能を有すると認められる者	2級	4級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況、在級年数及び経験年数を総合的に判断
				3級	勤務成績が特に優秀な者で、技能職員歴等を総合的に判断
医療職員	栄養士 上司の命を受け、栄養士に関する業務に従事する。	栄養士法第2条に規定する免許状を有し、担当する業務を適切に処理する能力を有すると認められる者	医療(二)1級 又は2級	3級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断
				2級	勤務成績が優秀な者で、栄養士歴等を総合的に判断
	保健師・看護師 上司の命を受け、保健師・看護師に関する業務に従事する。	保健師助産師看護師法第7条に規定する免許状を有し、担当する業務を適切に処理する能力を有すると認められる者	医療(三)2級	3級	勤務成績が特に優秀な者で、在職状況及び在級年数を総合的に判断

別表第3（第12条関係）

令和7年4月1日から適用される俸給表

一般職俸給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			

41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				

90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。



## 別表第4（第12条関係）

令和7年4月1日から適用される俸給表

## 一般職俸給表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700

41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	

89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	
119		273,700	309,900	
120		273,900	310,100	
121		274,100	310,300	
122		274,300	310,600	
123		274,600	310,900	
124		274,900	311,100	
125		275,100	311,300	
126		275,300	311,600	
127		275,600	311,900	
128		275,900	312,100	
129		276,100	312,300	
130		276,300		
131		276,600		
132		276,900		
133		277,100		
134		277,300		
135		277,600		
136		277,900		
137		278,100		

備考 この表は技能職員に適用する。

別表第5（第12条関係）

令和7年4月1日から適用される俸給表

教育職俸給表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900	
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300	
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100	
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500	
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
18	251,900	294,700	368,100	413,000		
19	253,200	297,400	369,500	414,100		
20	254,600	300,000	370,800	415,300		
21	255,900	302,600	372,100	416,300		
22	257,400	305,000	373,300	417,400		
23	258,900	307,400	374,500	418,500		
24	260,400	309,600	375,600	419,700		
25	261,900	311,800	376,700	420,600		
26	263,600	313,800	378,100	421,700		
27	265,300	315,800	379,400	422,800		
28	267,000	317,800	380,700	423,800		
29	268,600	319,800	382,000	424,800		
30	270,500	321,700	383,300	425,900		
31	272,400	323,600	384,600	427,000		
32	274,300	325,500	385,900	428,100		
33	276,100	327,300	387,200	429,100		
34	277,300	329,200	388,400	430,300		
35	278,500	331,100	389,600	431,500		
36	279,600	333,000	390,700	432,700		
37	280,600	334,700	391,800	433,400		
38	281,600	335,900	393,000	434,300		
39	282,600	337,000	394,100	435,200		
40	283,600	338,100	395,200	436,000		
41	284,600	338,700	396,300	436,800		
42	285,700	339,100	397,500	437,700		
43	286,800	339,500	398,700	438,600		

44	287, 700	339, 900	399, 800	439, 400
45	288, 600	340, 500	400, 800	440, 100
46	289, 600	341, 000	401, 800	441, 000
47	290, 600	341, 500	402, 800	442, 000
48	291, 500	341, 900	403, 700	442, 900
49	292, 400	342, 300	404, 900	443, 800
50	292, 900	342, 700	406, 300	444, 700
51	293, 300	343, 100	407, 700	445, 700
52	293, 900	343, 500	409, 100	446, 600
53	294, 300	343, 900	409, 900	447, 600
54	294, 700	344, 300	410, 900	448, 600
55	295, 000	344, 700	411, 900	449, 500
56	295, 400	345, 100	413, 000	450, 500
57	295, 800	345, 500	413, 900	451, 400
58	296, 300	345, 900	414, 700	452, 300
59	296, 800	346, 300	415, 500	453, 200
60	297, 200	346, 700	416, 200	454, 200
61	297, 600	347, 100	416, 900	455, 000
62	298, 000	347, 500	417, 800	455, 400
63	298, 400	347, 900	418, 600	456, 000
64	298, 800	348, 300	419, 200	456, 600
65	299, 200	348, 700	419, 800	457, 300
66	299, 600	349, 100	420, 300	458, 000
67	300, 000	349, 500	420, 700	458, 300
68	300, 400	349, 900	421, 100	458, 900
69	300, 800	350, 300	421, 400	459, 300
70	301, 200	350, 800	421, 800	459, 700
71	301, 600	351, 200	422, 100	460, 100
72	302, 000	351, 600	422, 500	460, 400
73	302, 400	351, 900	422, 800	460, 700
74	302, 800	352, 400	423, 200	461, 100
75	303, 200	352, 800	423, 600	461, 500
76	303, 600	353, 200	424, 000	461, 800
77	303, 900	353, 600	424, 300	462, 100
78	304, 300	354, 100	424, 600	462, 500
79	304, 700	354, 600	425, 000	462, 800
80	305, 100	355, 100	425, 300	463, 100
81	305, 400	355, 600	425, 600	463, 400
82	305, 800	356, 300	426, 000	463, 800
83	306, 200	357, 000	426, 300	464, 100
84	306, 600	357, 700	426, 600	464, 400
85	306, 900	358, 300	426, 900	464, 700
86	307, 300	358, 900	427, 200	
87	307, 700	359, 500	427, 500	
88	308, 100	360, 100	427, 800	
89	308, 500	360, 600	428, 100	
90	308, 900	361, 000	428, 400	
91	309, 300	361, 400	428, 700	
92	309, 700	361, 800	429, 000	

93	310, 100	362, 200	429, 300
94	310, 600	362, 600	429, 600
95	311, 100	363, 100	429, 900
96	311, 500	363, 500	430, 200
97	311, 900	364, 100	430, 500
98	312, 400	364, 600	430, 800
99	312, 900	365, 000	431, 100
100	313, 500	365, 500	431, 400
101	313, 800	365, 900	431, 700
102	314, 100	366, 400	432, 000
103	314, 400	366, 700	432, 300
104	314, 700	367, 100	432, 600
105	315, 000	367, 600	432, 800
106	315, 300	368, 000	
107	315, 600	368, 500	
108	315, 800	369, 000	
109	316, 100	369, 400	
110	316, 400	369, 900	
111	316, 800	370, 300	
112	317, 200	370, 700	
113	317, 500	371, 100	
114	317, 900	371, 500	
115	318, 200	371, 900	
116	318, 500	372, 300	
117	318, 700	372, 700	
118	319, 000	373, 100	
119	319, 400	373, 500	
120	319, 800	373, 900	
121	320, 000	374, 200	
122	320, 300	374, 600	
123	320, 600	375, 100	
124	321, 000	375, 400	
125	321, 200	375, 800	
126	321, 400	376, 300	
127	321, 700	376, 800	
128	322, 000	377, 200	
129	322, 200	377, 600	
130	322, 500	378, 100	
131	322, 900	378, 600	
132	323, 100	379, 100	
133	323, 300	379, 600	
134	323, 600	380, 100	
135	324, 000	380, 600	
136	324, 200	381, 100	
137	324, 400	381, 600	
138	324, 600	382, 100	
139	324, 800	382, 600	
140	325, 100	383, 100	
141	325, 500	383, 600	
142	325, 800		

143	326,100				
144	326,400				
145	326,800				
146	327,100				
147	327,300				
148	327,600				
149	328,000				
150	328,300				
151	328,600				
152	328,800				
153	329,100				
154	329,400				
155	329,700				
156	330,000				
157	330,200				

備考 この表は、教授、准教授、講師（常時勤務するものに限る。）、及び助教に適用する。

## 別表第6 (第12条関係)

令和7年4月1日から適用される俸給表

## 教育職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	201,300	248,100	380,100	455,900
2	203,600	249,600	381,600	457,700
3	205,900	251,000	383,000	459,500
4	208,100	252,400	384,400	461,300
5	210,300	253,800	385,800	463,000
6	212,700	255,100	387,300	464,700
7	214,900	256,300	388,900	466,600
8	217,100	257,500	390,300	468,300
9	219,300	258,900	391,600	470,000
10	221,500	260,100	393,100	471,600
11	223,700	261,400	394,600	473,200
12	226,000	262,800	396,100	474,700
13	228,200	264,100	397,600	476,200
14	230,300	266,000	399,100	477,500
15	232,400	267,800	400,600	478,800
16	234,500	269,600	402,100	480,100
17	236,700	271,300	403,500	481,300
18	238,500	273,600	405,100	482,000
19	240,200	275,800	406,800	482,700
20	241,900	278,000	408,300	483,400
21	243,600	280,200	409,500	484,000
22	245,000	282,500	410,900	
23	246,300	284,700	412,300	
24	247,600	286,800	413,600	
25	248,800	288,800	415,200	
26	250,000	290,800	416,600	
27	251,200	292,700	418,000	
28	252,500	294,500	419,400	
29	253,600	296,300	420,800	
30	254,800	298,200	422,100	
31	256,000	300,100	423,600	
32	257,200	301,800	425,100	
33	258,300	303,500	426,700	
34	259,600	305,300	428,200	
35	261,000	307,000	429,800	
36	262,300	308,700	431,300	
37	263,700	310,300	433,000	
38	265,100	312,000	434,500	
39	266,400	313,800	436,100	
40	267,700	315,500	437,700	
41	269,100	316,900	439,300	
42	270,100	318,800	440,800	
43	271,100	320,600	442,000	
44	272,000	322,300	443,200	
45	272,700	324,000	444,400	
46	273,500	326,000	445,700	
47	274,300	327,700	446,900	



48	275,100	329,400	448,100
49	276,000	331,100	449,200
50	276,800	333,000	450,500
51	277,500	334,800	451,700
52	278,300	336,500	452,900
53	279,100	338,200	454,100
54	279,900	339,500	455,300
55	280,700	340,900	456,500
56	281,500	342,200	457,700
57	282,300	343,700	458,800
58	282,900	345,300	459,400
59	283,700	346,800	459,900
60	284,600	348,500	460,400
61	285,400	350,000	460,900
62	286,000	351,600	
63	286,800	353,200	
64	287,500	354,700	
65	288,500	356,200	
66	289,400	357,900	
67	290,200	359,500	
68	290,900	361,000	
69	291,600	362,500	
70	292,400	364,100	
71	293,200	365,800	
72	293,900	367,300	
73	294,700	368,800	
74	295,400	370,400	
75	296,100	372,000	
76	296,700	373,500	
77	297,300	375,100	
78	298,000	376,500	
79	298,700	377,900	
80	299,300	379,200	
81	299,900	380,500	
82	300,700	381,900	
83	301,400	383,300	
84	302,100	384,700	
85	302,800	385,800	
86	303,600	387,200	
87	304,300	388,500	
88	305,000	389,800	
89	305,700	391,000	
90	306,600	392,300	
91	307,500	393,400	
92	308,300	394,700	
93	308,800	395,900	
94	309,600	397,000	
95	310,400	398,200	
96	311,200	399,400	
97	311,900	400,800	
98	312,700	401,800	
99	313,500	402,800	
100	314,200	403,800	
101	315,000	404,700	
102	316,000	405,800	
103	316,900	406,900	
104	317,700	408,000	

105	318,300	408,700
106	319,100	409,600
107	319,900	410,500
108	320,700	411,400
109	321,400	412,200
110	321,800	413,000
111	322,200	413,800
112	322,700	414,600
113	323,200	415,200
114	323,600	415,900
115	324,100	416,700
116	324,500	417,400
117	325,000	418,000
118	325,600	418,500
119	326,000	418,900
120	326,500	419,200
121	327,000	419,500
122	327,400	419,800
123	327,900	420,100
124	328,400	420,300
125	329,000	420,500
126	329,300	420,800
127	329,600	421,100
128	329,900	421,300
129	330,100	421,500
130	330,400	421,800
131	330,700	422,100
132	330,900	422,300
133	331,100	422,500
134	331,300	422,800
135	331,500	423,100
136	331,800	423,300
137	332,100	423,500
138	332,300	423,800
139	332,600	424,100
140	332,900	424,300
141	333,100	424,500
142	333,300	424,800
143	333,600	425,100
144	333,800	425,300
145	334,100	425,500
146	334,300	
147	334,600	
148	334,900	
149	335,100	
150	335,300	
151	335,600	
152	335,900	
153	336,100	

備考(一) この表は、附属特別支援学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第7（第12条関係）

令和7年4月1日から適用される俸給表

## 教育職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	201,300	222,200	322,300	351,600	439,500
2	203,600	224,600	324,100	353,100	440,900
3	205,900	227,100	325,900	354,600	442,100
4	208,100	229,500	327,600	356,100	443,400
5	210,300	231,900	329,300	357,500	444,500
6	212,700	234,300	331,200	359,000	445,600
7	214,900	236,700	333,100	360,400	446,800
8	217,100	239,200	335,000	361,800	448,000
9	219,300	241,600	336,800	363,200	449,300
10	221,500	243,200	338,900	364,500	450,600
11	223,700	244,800	340,700	365,900	451,600
12	226,000	246,500	342,500	367,200	452,700
13	228,200	248,100	344,200	368,400	453,900
14	230,300	249,600	346,000	369,700	454,700
15	232,400	251,000	347,600	370,900	455,500
16	234,500	252,400	349,200	372,200	456,400
17	236,700	253,800	350,800	373,400	457,300
18	238,500	255,100	352,100	374,600	457,800
19	240,200	256,300	353,400	375,800	458,300
20	241,900	257,500	354,600	376,900	458,800
21	243,600	258,900	355,900	378,000	459,300
22	245,000	260,100	357,300	379,300	
23	246,300	261,400	358,700	380,500	
24	247,600	262,800	360,100	381,600	
25	248,800	264,100	361,400	382,700	
26	249,900	266,000	362,800	383,900	
27	251,000	267,800	364,200	385,100	
28	252,100	269,600	365,500	386,200	
29	253,400	271,300	366,800	387,400	
30	254,700	273,600	368,300	388,600	
31	255,900	275,800	369,600	389,800	
32	257,100	278,000	370,900	390,900	
33	258,200	280,200	372,200	392,000	
34	259,400	282,500	373,400	393,200	
35	260,700	284,700	374,600	394,400	
36	261,900	286,800	375,900	395,600	
37	263,100	288,800	377,100	396,900	
38	264,300	290,800	378,300	398,200	
39	265,500	292,700	379,500	399,400	
40	266,700	294,500	380,700	400,600	
41	267,900	296,300	381,800	401,800	
42	269,100	298,200	383,000	403,100	
43	270,200	300,100	384,200	404,100	
44	271,300	301,800	385,500	405,200	
45	272,300	303,500	386,600	406,500	
46	273,100	305,300	387,900	407,700	
47	273,900	307,000	389,200	408,900	
48	274,700	308,700	390,400	410,100	
49	275,500	310,300	391,300	411,200	

50	276,300	312,000	392,500	412,200
51	277,000	313,800	393,500	413,500
52	277,700	315,500	394,700	414,700
53	278,500	316,900	395,500	415,900
54	279,300	318,800	396,600	417,100
55	280,100	320,600	397,600	418,200
56	280,800	322,300	398,600	419,300
57	281,500	324,000	399,700	420,300
58	282,400	326,000	400,700	421,500
59	283,200	327,700	401,800	422,700
60	283,900	329,400	402,900	423,900
61	284,500	331,100	403,900	424,500
62	285,200	333,000	405,000	425,300
63	285,900	334,800	406,200	426,000
64	286,500	336,500	407,200	426,500
65	287,200	338,200	408,100	426,800
66	287,900	339,500	409,000	427,100
67	288,700	340,900	410,000	427,500
68	289,400	342,200	411,000	428,000
69	290,100	343,700	411,800	428,300
70	290,900	345,200	412,600	428,700
71	291,600	346,700	413,300	429,000
72	292,300	348,300	414,100	429,300
73	292,800	349,700	414,800	429,600
74	293,500	351,200	415,400	430,000
75	294,300	352,700	416,100	430,300
76	294,900	354,200	416,900	430,600
77	295,500	355,600	417,500	430,900
78	296,200	357,200	418,200	431,200
79	296,800	358,700	418,700	431,500
80	297,400	360,200	419,300	431,700
81	298,000	361,600	419,700	431,900
82	298,600	362,900	420,100	
83	299,200	364,200	420,400	
84	299,900	365,500	420,700	
85	300,400	366,700	420,900	
86	300,900	367,900	421,200	
87	301,400	369,100	421,500	
88	301,900	370,200	421,700	
89	302,300	371,300	421,900	
90	302,900	372,400	422,200	
91	303,400	373,600	422,500	
92	303,900	374,700	422,700	
93	304,200	375,800	422,900	
94	304,700	377,000	423,200	
95	305,200	378,100	423,500	
96	305,700	379,200	423,700	
97	306,100	380,200	423,900	
98	306,600	381,200	424,200	
99	307,100	382,100	424,500	
100	307,500	383,000	424,700	
101	307,900	383,900	424,900	
102	308,300	384,900	425,200	
103	308,700	385,800	425,500	
104	309,000	386,700	425,700	
105	309,200	387,500	425,900	
106	309,500	388,400		
107	309,800	389,300		

108	310,000	390,200		
109	310,200	391,000		
110	310,400	391,900		
111	310,700	392,800		
112	311,000	393,900		
113	311,200	394,500		
114	311,400	395,400		
115	311,600	396,300		
116	311,900	397,200		
117	312,200	398,000		
118	312,400	398,700		
119	312,700	399,500		
120	313,000	400,300		
121	313,200	400,900		
122	313,400	401,600		
123	313,600	402,300		
124	313,900	402,900		
125	314,200	403,500		
126		404,200		
127		404,800		
128		405,400		
129		406,000		
130		406,600		
131		407,100		
132		407,600		
133		407,900		
134		408,200		
135		408,500		
136		408,800		
137		409,100		
138		409,400		
139		409,700		
140		410,000		
141		410,300		
142		410,600		
143		410,900		
144		411,200		
145		411,400		
146		411,700		
147		412,000		
148		412,200		
149		412,400		
150		412,700		
151		413,000		
152		413,200		
153		413,400		
154		413,700		
155		414,000		
156		414,200		
157		414,400		

備考(一) この表は、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教員のうち、その職務の級が3級である教員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第8（第12条関係）

令和7年4月1日から適用される俸給表

## 医療職俸給表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		

41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		

89		294,900	332,600	353,500			
90		295,100	332,800	353,800			
91		295,300	333,200	354,100			
92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				
105		298,900	336,800				
106			337,200				
107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				

備考 この表は、栄養士に適用する。



別表第9（第12条関係）

令和7年4月1日から適用される俸給表

医療職俸給表(三)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000

41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			

90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		
92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		
100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		
109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800	364,300			
115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				

139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					

備考 この表は、保健師、看護師に適用する。

別表第10（第21条関係）

組 織	職 名		月 額
	副学長		100,000円
学部	学部長		100,000円
	事務長		61,000円
大学院	研究科長	連合農学研究科	100,000円
		獣医学研究科	100,000円
		教育学研究科	40,000円
附属学校	園長	幼稚園	30,000円
	校長	小学校	35,000円
		中学校・特別支援学校	30,000円
	副園長	幼稚園	53,700円
	副校長	小学校・中学校	65,100円
		特別支援学校	56,900円
事務局	事務局長		117,500円
	部長・次長		88,500円
	課長		61,000円
技術部	技術室長		61,000円

別表第11（第19条関係）

勤務箇所	職員	調整数
大学院の研究科 （獣医学研究科を除く。）	（1）教授、准教授、講師又は助教で、大学院研究科の授業を常時担当する者（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院博士課程の学生を担当する主任指導教員で、4人以上の学生を担当する者	3
	（2）大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者（（1）に掲げる者を除く。）	2
	（3）大学院担当教員（（1）及び（2）に掲げる者を除く。）	1
	（4）大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教	
獣医学研究科	（1）教授、准教授、講師又は助教で獣医学研究科の授業を担当する者（以下「獣医学研究科担当教員」という。）のうち、学生を担当する主任指導教員で、5人以上の学生を担当する者	3
	（2）獣医学研究科担当教員のうち、当該大学院研究科を担当する者（（1）に掲げる者を除く。）	2
	（3）獣医学研究科に在学する学生の指導に従事する助教	1
教育学部附属 特別支援学校	（1）特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長及び教諭 （2）養護教諭	1

別表第12（第19条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
2級	10,500円。ただし、1号俸9,207円、2号俸9,306円、3号俸9,405円、4号俸9,504円、5号俸9,598円、6号俸9,697円、7号俸9,796円、8号俸9,895円、9号俸9,999円、10号俸10,107円、11号俸10,215円、12号俸10,323円、13号俸10,426円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,100円
6級	16,400円

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,000円（給与規則別表第6の備考（二）に定める職員にあっては12,200円）
4級	13,100円

## 別表第13(第28条関係)

## 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

(単位:円)

職務の 級 号俸	1級	2級	3級	4級
1から4	2,000	2,500	5,100	6,800
5から8	2,000	2,600	5,200	6,900
9から12	2,100	2,800	5,400	7,100
13から16	2,200	2,900	5,500	7,200
17から20	2,300	3,000	5,700	7,400
21から24	2,400	3,200	5,900	7,500
25から28	2,600	3,300	6,000	7,600
29から32	2,700	3,500	6,100	7,700
33から36	2,800	3,700	6,300	7,900
37から40	2,900	3,800	6,400	8,000
41から44	3,100	4,100	6,600	
45から48	3,200	4,300	6,800	
49から52	3,300	4,500	6,900	
53から56	3,400	4,800	7,000	
57から60	3,500	4,900	7,100	
61から64	3,600	5,100	7,200	
65から68	3,700	5,300	7,300	
69から72	3,800	5,400	7,400	
73から76	3,900	5,500	7,500	
77から80	4,000	5,600	7,500	
81から84	4,100	5,800		
85から88	4,100	5,900		
89から92	4,200	6,100		
93から96	4,300	6,200		
97から100	4,400	6,300		
101から104	4,400	6,400		
105から108	4,500	6,500		
109から112	4,500	6,600		
113から116	4,600	6,700		
117から120	4,700	6,800		
121から124	4,700	6,900		
125から128	4,800	6,900		
129から132	4,900	6,900		
133から136	4,900	7,000		
137から140	4,900	7,100		
141から144	5,000	7,100		
145から148	5,100	7,100		
149から152	5,100			
153	5,100			

教育職俸給表（三）の適用を受ける者

（単位：円）

職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
1から4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
5から8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
9から12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
13から16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
17から20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
21から24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
25から28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
29から32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33から36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37から40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
41から44	3,100	3,500	5,400	6,000	
45から48	3,200	3,700	5,600	6,100	
49から52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53から56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57から60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61から64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65から68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69から72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73から76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77から80	4,000	5,300	6,700	7,200	
81から84	4,100	5,400	6,800	7,300	
85から88	4,100	5,500	6,900	7,400	
89から92	4,200	5,600	6,900	7,500	
93から96	4,300	5,800	7,000	7,500	
97から100	4,400	5,900	7,200		
101から104	4,400	6,100	7,200		
105から108	4,500	6,200	7,200		
109から112	4,500	6,300	7,300		
113から116	4,600	6,400	7,300		
117から120	4,700	6,500	7,300		
121から124	4,700	6,600			
125から128	4,800	6,700			
129から132		6,800			
133から136		6,900			
137から140		6,900			
141から144		6,900			
145から148		7,000			
149から152		7,100			
153から156		7,100			
157		7,100			



別表第 1 4 ( 第 1 8 条関係 )  
昇給号俸数表

俸給表・級	昇給区分 A	昇給区分 B	昇給区分 C	昇給区分 D	昇給区分 E
一般職俸給表(一) 8 級以上相当の昇給の号俸数	2 ( 2 )	1 ( 1 )	0	0	0
教育職俸給表(二) 4 級相当の昇給の号俸数	8 以上 ( 2 以上 )	6 ( 1 )	3 ( 0 )	2 ( 0 )	0
上記以外の俸給表・級の昇給の号俸数	8 以上 ( 2 以上 )	6 ( 1 )	4 ( 0 )	2 ( 0 )	0
備考 この表に定める昇給区分に係る括弧書きの号俸数は 5 5 歳 ( 一般職俸給表 ( 二 ) の適用を受ける職員にあっては 5 7 歳 ) を超える職員に適用する。					

別表第 1 5 ( 第 1 8 条関係 )  
昇給区分適用基準表

区分 A	<p>繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、特に高く評価できる成果を挙げた場合</p> <p>組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に特に顕著な貢献をした場合</p> <p>高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、特に顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合</p> <p>教育・研究上の業績が認められ、特に権威のある学術上の表彰を受けた場合</p> <p>教育・研究及びその成果が、社会に対し特に多大な貢献をしたとの評価を得た場合</p> <p>専門誌等における掲載論文の評価が特に高いとされた場合</p> <p>学会会議等での発表が特に高い評価を受けた場合</p> <p>職務発明が特に高い評価を受けた場合</p> <p>評価の特に高い発見をした場合</p> <p>教育研究プロジェクト等においてその貢献が特に顕著であると評価された場合</p> <p>教育・研究に関する事項を審議する委員会等においてその貢献が特に顕著であると評価された場合</p> <p>その他、教育・研究活動の貢献が特に顕著であると評価された場合</p>
区分 B	<p>繁忙度、緊急度、困難度等が高い業務を遂行し、高く評価できる成果を挙げた場合</p> <p>組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に顕著な貢献をした場合</p> <p>高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、顕著な業務処理能力の伸長が認められる場合</p> <p>教育・研究上の業績が認められ、権威のある学術上の表彰を受けた場合</p>

	<p>教育・研究及びその成果が、社会に対し多大な貢献をしたとの評価を得た場合</p> <p>専門誌等における掲載論文の評価が高いとされた場合</p> <p>学会会議等での発表が高い評価を受けた場合</p> <p>職務発明が高い評価を受けた場合</p> <p>評価の高い発見をした場合</p> <p>教育研究プロジェクト等においてその貢献が顕著であると評価された場合</p> <p>教育・研究に関する事項を審議する委員会等においてその貢献が顕著であると評価された場合</p> <p>その他、教育・研究活動の貢献が顕著であると評価された場合</p>
区分 C	勤務成績が良好である場合
区分 D	<p>昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、減給の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。）又は戒告の処分（区分 E に掲げるものを除く。）を受けた職員</p> <p>昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実（勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものと認められるものを除く。）があった職員</p> <p>昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、3 日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員（勤務を欠いた時間が 1 日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が 3 回に達するごとに 1 日として取扱う。区分 E において同じ。）</p> <p>昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、次に掲げる事例により勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員</p> <p>ア 注意、指導等を受けたにもかかわらず、怠慢により担当職務を遂行せず、これにより業務に支障を生じさせ、又は他の職員の業務負担を増加させた場合</p> <p>イ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、職務遂行上軽微ではないミスを犯し、これにより関係者との信頼関係が損なわれるなど、職務遂行に悪影響を及ぼした場合</p> <p>ウ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、部下の職務遂行状況の把握・指導、育成機会の付与、健康への配慮等が十分でなく、結果として組織における業務能率を低下させた場合</p> <p>エ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務時間中に複数回にわたって職務と無関係の行動を行うなど、職務を怠る事実が常態的に見られた場合</p> <p>オ 注意、指導等を受けたにもかかわらず、職責に応じた職務遂行（他部局等との連絡調整、与えられた業務の企画・立案、遂行及び成果等）が十分に果たせず、結果として組織における業務能率を低下させた場合</p>

	<p>昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員</p>
区分E	<p>昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、停職の処分、減給の処分（区分Dに掲げるものを除く。）又は戒告の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。）を受けた職員</p> <p>昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員</p> <p>区分Dにおいて、その態様が著しいと認められる職員</p> <p>昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。）の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員</p>
備考	<p>1 削除</p> <p>2 区分D欄～及び区分E欄～については、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該職員として取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、別段の取扱い（区分A及びBとして取り扱うことを除く。）をすることができる。</p> <p>3 区分D欄及びE欄については、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、当該昇給区分より上位の昇給区分（区分A及びBを除く。）に決定することができる。</p>

別表第16（第29条関係）

組織又は区分	著しく負担のかかる職務	月額
	評議員	50,000円
学部	副学部長	40,000円
	学科長・課程長	30,000円
大学院	総合科学研究科の専攻長	30,000円
教育研究施設	教育研究施設の長	10,000円
教育研究基盤施設	教育研究基盤施設の長	10,000円
教育研究支援施設	教育研究支援施設の長	10,000円
特定事業推進室	特定事業推進室の長	10,000円
学部附属の教育研究施設	農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター長	35,000円
	農学部附属動物病院長	30,000円
附属学校	主事 特別支援学校の主事（小学部、中学部及び高等部の各主事に限る。）	33,400円
国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則（以下「安全衛生管理規則」という。）第7条の規定により選任された者	衛生管理者	5,000円
安全衛生管理規則第8条の規定により選任された者	産業医	70,000円
安全衛生管理規則第9条の規定により選任された者	作業主任者	2,000円
岩手大学放射線障害予防規程第6条第2項の規定により選任された者	放射線取扱主任者	5,000円